

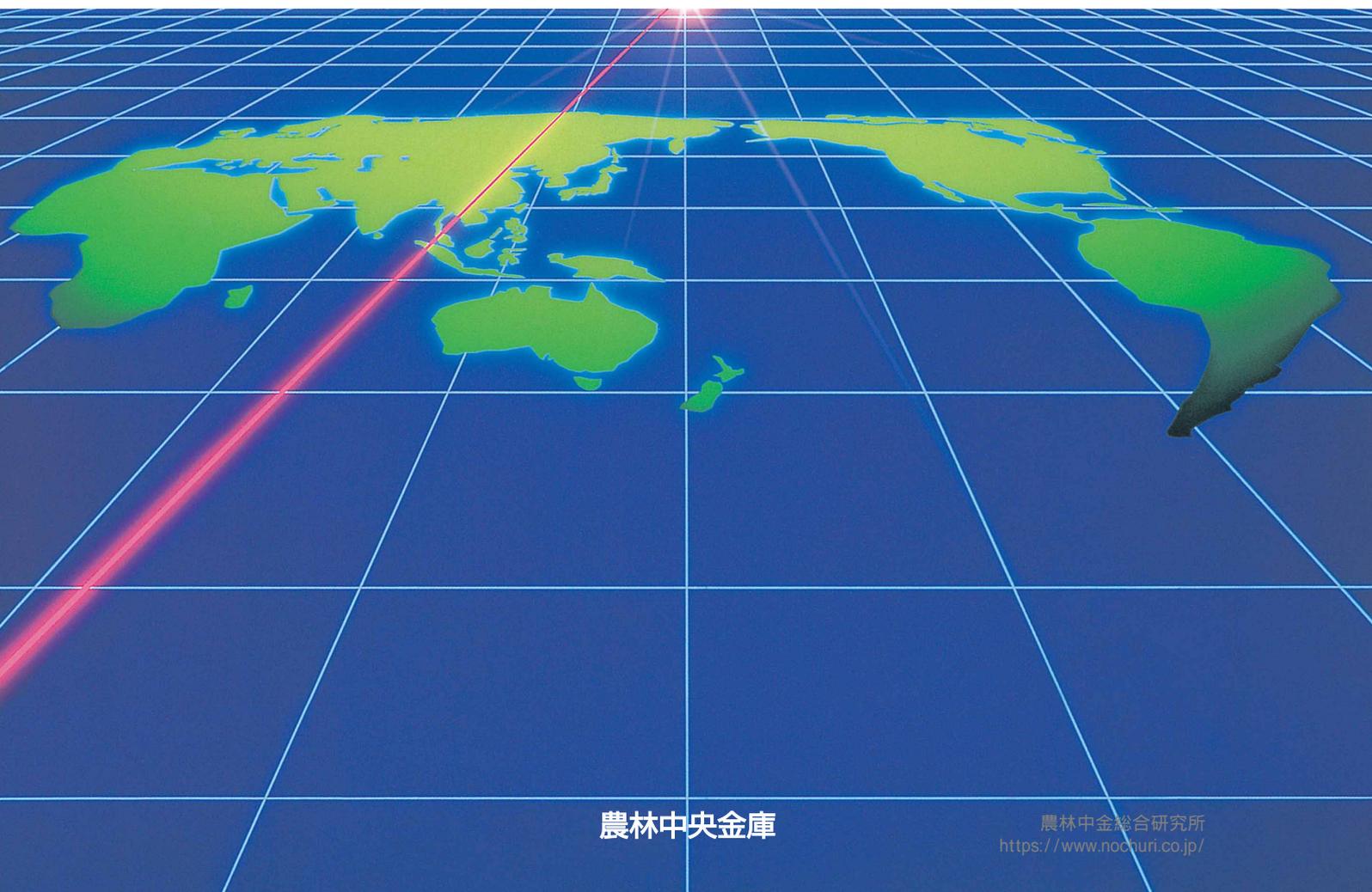
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018 **11** NOVEMBER

## 農協と他組織との連携

- 農協における他組織との効果的な連携と展開
- 群馬県内の市町村による空き家対策と農協系統の取組み



## 東京砂漠を救った利根導水路事業

オリンピック開催を目前に控え、東京は大渇水にあえいでいた。1964年8月の給水制限ピークは1日15時間断水となり、オリンピックの水泳競技や選手村の飲料水確保も懸念される状況だった。東京の人口急増と水道普及、経済成長による工業用水需要、電気洗濯機や水洗トイレの普及などライフスタイルの変化も水需要を増加させ、河川水質も悪化の一途をたどっていた。

もはや利根川から東京まで水を導くしかなかった。しかし、利根川上流ダム群の完成は67年以降。そこで荒川の水を利用することで急場をしのごうとした。63年11月に秋ヶ瀬取水堰と朝霞水路を着工し、オリンピック開会式1か月前に都市用水と隅田川浄化用水の暫定通水にこぎ着けた。

68年までに矢木沢ダム・下久保ダムなどのダム群と水利施設が完成し、さまざまな犠牲を払ったうえで利根導水路事業が完了した。奥利根で開発された水を利根大堰（行田市）で受け止め、都市用水、浄化用水と農業用水の取水口を統合（合口）して取水。14.5kmの武蔵水路を通し鴻巣市糠田で荒川へ合流。19km下流の秋ヶ瀬取水堰で再び取水し、東京と埼玉の各浄水場に送る。現在では年間18億トンの水を利根川から取水し、農地約2万3,300haへ農業用水、首都圏（東京・埼玉・群馬）約1,200万人へ水道用水および約700事業所へ工業用水を送り続けている。

この利根導水路事業の原型ともいえるのが、江戸中期に開削された見沼代用水だ。江戸前期に武蔵東部低地開発のため利根川東遷・荒川西遷が行われ、葛西用水や溜め池の整備によって埼玉東部の新田開発が進んだが、享保の改革の頃には水不足が深刻になっていた。

そこで、幕命を受けた井沢弥惣兵衛為永は見沼溜井に代わる約60kmの用水路を開削し、新田開発と水不足を一挙に解決した。現在の利根大堰上流150mに利根川の水を取り入れる元<sup>もと</sup>込<sup>いり</sup>を設け、水路が途中で交差する元荒川は、伏越（川底の下に木製樋管を通す）で潜らせ、綾瀬川は掛渡井（水路の橋）で越えた。この工法は現在の武蔵水路にも応用されている。芝川新川開削も含めた総延長84.5kmを、半年の工期で1728年（享保13年）に完成させた。

驚くのは、江戸時代の先人が残した用・排水の水路系統が、現在でも活用される完成の水準に達していたことだ。見沼代用水土地改良区には、当時測量に使った水盛器の模型が展示されている。竹製の簡素な器具でありながら、5,000分の1の緩勾配の地において60kmの測量がわずか6cmの誤差であったという。このような江戸時代の農業土木投資が江戸・東京を養ってきたともいえよう。

水資源の問題は、長期的視野から将来起こると推測される問題に早めに手を打たないと解決が困難となり、大渇水のような事態へ長期間直面することだ。社会・経済の正確な将来予測は難しいが、生産年齢人口が減少を続ける日本において、次の世代に残す社会・農業のインフラは何が求められていくのか。せめて30年先の未来を見据え、地域社会と農業をどのように構築していくのか、国土のあり方も含めさまざまな観点から考える時期でないだろうか。

今年は利根導水管理開始50年、見沼代用水開削290年を迎えた。大きな渇水こそなかったが猛暑・災害続きであったこの夏、8月下旬にこれらの水利施設を見学する機会を得た。その日の利根大堰の流量は毎秒89トン、そこから80トンを取水していた。

（（株）農林中金総合研究所 取締役食農リサーチ部長 北原克彦・きたはら かつひこ）

今月のテーマ

農協と他組織との連携

今月の窓

東京砂漠を救った利根導水路事業

(株)農林中金総合研究所 取締役食農リサーチ部長 北原克彦

農協と大学・鉄道会社との連携事例を通じて

農協における他組織との効果的な連携と展開

尾中謙治 — 2

群馬県内の市町村による空き家対策と農協系統の取組み

多田忠義 — 18

情勢

2016年の農業経営の動向

長谷 祐 — 33

談話室

農作業リスクの実態

筑波大学 教授 茂野隆一 — 16

統計資料 — 40

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 農協における他組織との効果的な連携と展開

—農協と大学・鉄道会社との連携事例を通じて—

主任研究員 尾中謙治

## 〔要 旨〕

農協による地域活性化・貢献活動に対する取組みは、少子高齢化などの進行に伴い一層重要になっていくと考えられる。一方で、農協が単独で取り組むには人的、経営的に限界があり、今後は同じように地域に根ざした他組織と連携・協力することが効率的・効果的である。本稿では農協と大学・鉄道会社との連携事例を紹介する。

農協と大学との連携内容としては、①地元農産物を用いたレシピ開発、②大学の知識・技術の地元農業生産への還元、③農業体験ツアー等のイベント企画・実施、がある。

鉄道会社と農協および他組織との「農」に関連した連携内容としては、①農業体験、②貸農園・体験農園、③駅での農産物の直売、④車内での農産物・加工品の販売、⑤車内での地元食材を使用した食事の提供、がある。

連携にあたっては、基本的なパターンを認識し適応することによって、目的にかなう連携が可能と考えられる。ここではドラッカー財団の分類を参考に、チャリティ（寄付）型、トランザクション（取引）型、インテグレーション（共通目的）型の3つを提示する。そのなかで、地域活性化・貢献活動にあたっては、地域密着型組織とインテグレーション型の連携を進めていくことが重要といえる。インテグレーション型の連携にあたっては、①組織内の理解、②連携先の選定、③共通目的の設定、④連携内容の検討、⑤連携内容の実施という手順が必要と考える。

## 目 次

はじめに	(2) トランザクション（取引）型の連携
1 農協と大学との連携の現状と課題	(3) インテグレーション（共通目的）型の連携
(1) 現状	4 インテグレーション型の連携にあたっての
(2) 課題	プロセス
2 鉄道会社と農協および他組織との「農」 に関連した連携の現状と課題	(1) 組織内の理解と連携先の選定
(1) 現状	(2) 共通目的の設定
(2) 課題	(3) 連携内容の検討
3 農協と他組織との連携パターン	(4) 連携内容の実施
(1) チャリティ（寄付）型の連携	おわりに

## はじめに

一定の地域内で活動する農協は地域と一体となった存在であり、地域内の人口減少や経済の衰退は農協の組織・事業基盤の弱体化につながる。同様のことは、地域に根ざした組織である商工会議所や商工会、商店街、鉄道会社、学校、地元スポーツチーム・団体等にも該当する。そこで、各組織は地域価値を長期的に高める地域活性化に関連する取組みを行うことによって、既存住民の転出抑制や新住民の転入促進、交流・関係人口<sup>(注1)</sup>の増加を促し、事業・活動基盤の維持・発展を図ろうとしている。

農協は、営農指導をはじめ新規就農者・担い手の育成・支援や農地の流動化・利用集積、6次産業化等、幅広く地域農業振興に関わる取組みを、単独もしくは地方公共団体等の他組織と連携しながら積極的に実施している。また、農協は地域貢献活動として支店を拠点とした1支店1協同活動や食農教育、高齢者等に対する助けあい活動などに、青年部・女性部等の組合員組織からの協力を得ながら取り組んでいる。このような取組みは地域活性化に有益であり、地域における農協の重要性は一層高まると考えられる。しかし、農協が単独で取り組むには人的、経営的に限界があり、同じように地域に根ざした他組織と連携・協力することが効率的・効果的である。

そこで、2015年度に「地域振興における大学と農協との連携に関する調査」、17年度

には「農協と鉄道会社の連携の可能性に関する調査」を実施した。本稿ではその調査結果に基づき、農協と大学との連携、鉄道会社と農協および他組織との「農」に関連した連携の現状と課題を紹介し、農協と他組織との連携パターン、他組織との連携にあたってのプロセスを提示する。農協が他組織と効果的な連携と展開を図るにあたっての参考に資することを目的とする。

(注1)「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる者(総務省『関係人口』ポータルサイトより)。

## 1 農協と大学との連携の現状と課題

06年に改正された教育基本法には、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」と記されており、社会・地域への貢献が大学の使命であることが明文化されている。大学(短期大学を含む)は、地(知)の拠点として地域貢献や活性化への積極的な取組みが求められており、これによって大学が地域等に支えられる機関として確立していくと考えられている。

### (1) 現状

農協と連携している6大学をヒアリングしたところ、連携内容は、①地元農産物を用いたレシピ開発(3校)、②大学の知識・

技術の地元農業生産への還元（2校）、③農業体験ツアー等のイベント企画・実施（1校）の3つに大別でき、いずれも食・農に関連する分野を中心とする連携である。大学の関わり方としては、教員と学生が一緒に関わっているケースが多く、学生は授業の一環、課外活動、ボランティアといった様々な形で関わっている。

①レシピ開発は、地元農産物をPRするための料理や弁当、もしくは農協の配食サービスやデイサービスの利用者向けの地元農産物を活用した料理などである。レシピは農協直売所で配布されたりしており、農産物の販売促進に貢献している。

②大学の知識・技術の地元農業生産への還元は、生産が激減した品種の復活・普及や新たな農業技術の開発・普及（土壌分析・追肥設計による有機栽培等）である。大学の知識・技術は農協を通じて希望する生産者に普及が図られている。希少品種の普及の事例では、それによって生産面積が拡大し、農家の農業所得の向上を実現している。加えて、加工品開発も進み、今後は地域の新たな特産品にしていくことも検討されている。

③農業体験ツアー等のイベント企画・実施に取り組んでいたのは1校であったが、これは実際の企画・運営は大学生が担い、農協は学生との事前の企画案づくり、対象となる農場等の選定・交渉、ホームページ等を通じた募集、当日のサポート等の支援を行うものである。イベントを通じて、大学生をはじめ地域住民に農業・農協への理解促進が図られている。

連携の副次的な効果として多かったのは、学生が地元の農産物や農協に対する理解を深めていることである。具体的な事象としては、学生の農協直売所でのアルバイトや農協への就職、大学の文化祭での地元野菜の販売等がある。

大学の連携のメリットとしては、地元農産物への理解や農協事業・活動への関与、習得した知識の実践等、学生への効果的な教育の実現を挙げている。学生とその父兄の食育、地産地消への理解の向上を指摘する大学も多い。少数ではあるが、大学は「中立性」があるために、地域貢献活動をするうえで地域の選定が課題となるが、農協を通じることによって選定問題を回避できる点をメリットとして挙げている。

農協と大学との連携のきっかけとしては、大学教員と農協職員との属人的・個別的なつながりから生じたものが多いが、近年は大学の連携の専門窓口（地域連携課など）を通じた農協との連携も増えている。農協と大学が産学連携協定を締結して、地域課題に取り組んでいるケースもある。

## (2) 課題

農協と大学との連携にあたっての課題として、農協の連携窓口・体制の未整備がある。大学が農協との連携を考えても連絡先が不明であり、連絡できずに連携が実現しなかったこともある。農協内に連携の専門部署を設けることは容易ではないかもしれないが、対外的に窓口を明確にする必要性はあると考えられる。また、連携にあつ

ての費用負担も課題である（レシピ開発時の食材や調味料の調達費など）。さらに、連携が大学教員と農協職員による個人的な関係からスタートしているものが多いため、教員の転職や職員の異動によって連携が途絶える可能性が不安視されている。その対策として農協と大学が連携協定を結ぶのもひとつの方法である。

農協に対する大学からの要望としては、「地域農業や農産物に関するレクチャーをして欲しい」「農協が学生をどのように活用したいのかを理解したいし、学生にミッションを与えて欲しい（農協が何を大学に望んでいるのかが明確ではない）」などが挙げられている。これは農協と大学との関係性が十分でないために聞かれる要望であり、話し合い等を通じて解消されていくものと考えられる。

## 2 鉄道会社と農協および他組織との「農」に関連した連携の現状と課題

鉄道会社（鉄道事業者）は、地域住民の利用頻度の向上や観光客獲得のために、様々な取り組みを行っており、そのなかには地域組織・団体との連携を通じた観光振興や駅弁等の特産品の開発、情報発信等がある。農協や農家が鉄道会社と連携しているケースもあり、今後は鉄道会社と連携した農産物の販売をはじめとした地域活性化は、農協にとっても必要な取り組みのひとつと考えられる。

「農」に関連した取り組みを行っている鉄道会社7社をヒアリングしたところ、取り組みとしては、①農業体験（2社）、②貸農園・体験農園（2社）、③駅での農産物の直売（3社）、④車内での農産物・加工品の販売（2社）、⑤車内での地元食材を使用した食事の提供（2社）がある。鉄道会社の連携先は、農協や農協女性部、農家女性グループ、農協以外の他組織と様々である。

### (1) 現状

#### a 農業体験

農業体験は、参加者が鉄道を利用して会場に行き、野菜の収穫等を体験するものである。鉄道会社が農協と連携している事例では、駅からの移動途中に農協の直売所等の見学を含んでいるものもあり、参加者に農協のことを知ってもらうよい機会となっている。鉄道を使っての農業体験に対する鉄道会社のニーズは高く、参加者にも人気がありリピーターも多い。鉄道会社のなかには、農協と連携できるのであれば、農業を組み合わせたツアーの企画・開催をしたいと考えており、それによって地元農産物のPRや地域活性化につながることを期待している。農業体験を提供している農協の目的は、地域の人々に「農」への関心をもってもらうことと地産地消の促進である。鉄道会社と連携する農協のメリットは、募集にあたっての車内づくりやチラシ（駅舎等への備置）等の多様なツールの活用があり、これによって農協が単独で告知するよりも多様な層にアプローチできることである。

それによって、地域に広くPRされ、今まで接点のなかった外部の人々との交流機会も創出されるので、農家や農協職員のモチベーションの向上にもつながっている。

#### **b 貸農園・体験農園**

貸農園・体験農園（以下「体験農園」という）を提供している鉄道会社は2社あったが、両社とも農園の運営にあたっては農協以外の他組織を活用している。1社は、当初全3回（座学、植付け、収穫）の農業体験を開催し、その経験を生かして、1年間で全12回開催する農業体験や農園利用方式による体験農園等を展開している。もう1社は、鉄道のトンネルの上の土地活用として体験農園を提供している。

鉄道会社のなかには沿線農家と連携して体験農園を提供したいということもあり、体験農園に対する鉄道会社のニーズは高い。しかし、地域の鉄道会社であっても体験農園を単独で展開することは、農地や周辺農家との調整等で容易ではない。農協は鉄道会社を農業参入の1事業者として捉え、体験農園の展開を支援することによって、地域の農業振興を図るというのも一手である。体験農園等によって就農・定住につながることを期待している鉄道会社もある。別の視点として、鉄道会社には、トンネルの上や高架下等の遊休地の活用が課題となることがあり、この遊休地は草刈り等の土地管理コストがかかり、景観が悪くなるなどの問題がある。農協は当地を活用して、体験農園や直売所等を展開することも考えられる。

#### **c 駅での農産物の直売、車内販売、車内での食事の提供**

駅での農産物の直売は3社が実施しているが、運営の仕方は各社各様である。2社は駅のスペースを生産者に貸し出す形態であり、1社は鉄道会社自らが出荷する農家を集め、彼らから農産物を買取り取って駅のスペースで販売している。駅で直売をする目的は、「鉄道ご利用のお客様へのサービスの向上（駅のにぎわいの創出）、沿線住宅に住んでいただくための付加価値向上（生産地に行かなくても最寄り駅で地元野菜が購入できる）、地産地消の促進による沿線地域の活性化」である。鉄道会社のなかには駅前で農業者によるマルシェ等を実施したいというところもある。

車内販売は2社で実施しており、1社は農家女性グループによる地元農産物・加工品の販売であり、ほかに駅舎でのイベント等でも直売を行っている。女性グループのメンバーは活動にやりがい・生きがいを感じており、農産物の生産・加工にも積極的に取り組んでいる。もう1社は地元の菓子店や総菜業者等が列車に乗って新商品を販売する形態であり、地元商工業者にテストマーケティングができる機会を提供している。

車内での食事の提供は2社で実施している。内容は、沿線の農家女性が旬の料理をいくつかの駅から一品ずつ積み込んで、乗客にフルコースを提供するというもので、イベント列車として位置づけられている。このイベント列車は、農家女性とのふれあいも魅力となって、多くの参加者を集めて

いる。テレビや雑誌にも取り上げられ人気は継続しており、鉄道だけでなく地域のPRにもつながっている。

## (2) 課題

農協と鉄道会社の連携にあたっての一番の課題は接点がないことである。鉄道会社と農協が連携していた事例のきっかけのひとつには、農協の講演会で鉄道会社の社員が講師を務めたことがあった。農協も鉄道会社も「相手が何ができるのか。何を求めているのか」がわからない状態であり、まずは他組織に対する情報開示・共有と接点づくりが必要である。

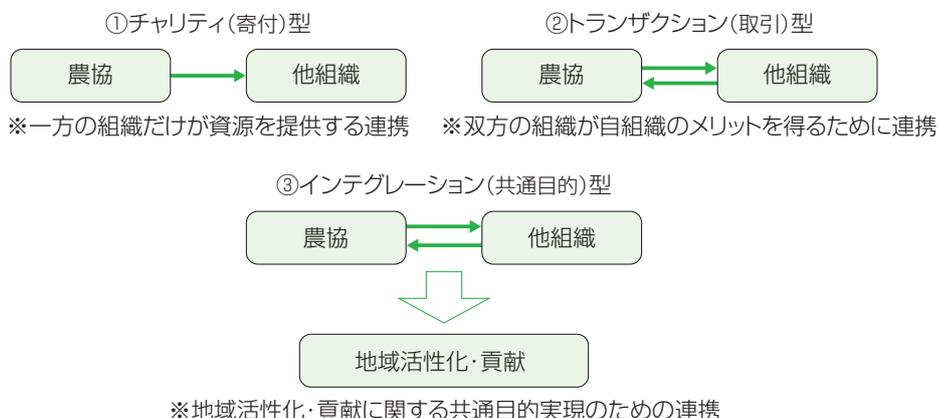
ほかの課題としては、連携による効果の測定が難しいことがある。地元農産物や農協を知ってもらうために取り組んでいる農業体験などは短期的に効果が出るものではないが、マスコミ等に取り上げられる機会も多いことを加味すれば、広告宣伝費として位置づけることも可能であろう。地域価値を長期的に高める地域活性化の取組みは、

即効性のあるものではなく、少しずつ効果が発現するものと考えられるので、根気強く継続的に取り組むことが求められ、それを経営者や組合員が理解・容認する必要がある。

## 3 農協と他組織との連携パターン

大学や鉄道会社を含めた他組織と連携した農協の取組みを調査してきたが、連携に対する取組み方・方針は様々であり、それによって連携内容や効果、継続性、その後の展開等に違いがあった。連携の基本的なパターンを認識し適応することによって、目的にかなう連携が可能と考えられる。ドラッカー財団（P.F.Drucker Foundation）によるNPOと企業とのパートナーシップの3類型（チャリティ型、トランザクション型、インテグレーション型）が参考になるので、以下では農協と他組織との関係に基づいて3類型を紹介する<sup>(注2)</sup>（第1図）。

第1図 3つの連携パターン



資料 筆者作成

(注2) 岸田・高浦編 (2003)。

### (1) チャリティ (寄付) 型の連携

チャリティ型とは、一方の組織がもう一方の組織に主に資金 (寄付) による支援を行う連携である。この型で農協に多いのは、他組織への食材の提供であろう。農協としては他組織からの理解を得ることやファンづくり、地域貢献を目的としてチャリティ型の連携を実施しているところもあるが、他組織の活動自体に対して農協が関わることは基本的にない。これに対して、A農協では食材の提供にあたって、その食材を活用する他組織のイベントで地域農業・農協のパネルの展示やシアターの上映、農協職員による講演等を提案し、受け入れられたところに協力するという姿勢をとっている (チャリティ型からトランザクション型に移行)。災害復興等の特別なケースは別であるが、チャリティ型の連携にあたっては、上述のように農協の目的にかなう取組みを交換条件として提示して、トランザクション型の連携への移行を検討することも重要であろう。

チャリティ型の連携の課題には連携先の選定がある。連携先が信頼できる組織・団体であることが必須である。それに加えて、そのような対象すべてと連携することはできないので、一定の条件を設定することが必要である。しかし、それが困難なため、NPO法人やボランティア団体等との連携に消極的な農協もある。

チャリティ型で、連携先の選定や地域課

題の解決支援、ファンづくりを効果的に実践している企業の例としては、イオン株式会社が環境・社会貢献活動の一環として取り組んでいる「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」がある。これは毎月11日に事前登録している地域ボランティア団体等の名前と活動内容を書いた投かんBOXがイオンの各店舗に設置され、イオンでの購買者はレシートを応援したい団体の投かんBOXに入れると、購入金額の1%が地域ボランティア団体等の希望する品物としてイオンから寄贈されるという取組みである。助成を受けるボランティア団体等は、事前にイオンによって活動分野が、①福祉の増進を図る活動、②環境保全・環境学習の推進を図る活動、③街づくりの推進を図る活動、④文化・芸術の振興を図る活動、⑤子どもの健康と安全の増進を図る活動、に限定されており、そのほかにも条件が付されている。これによって支援する活動内容と団体が明確になっている。ボランティア団体等のなかにはホームページなどで、イオンから協力を得ていることや、イオンで商品を購入してレシートを投かんBOXに入れることを呼び掛けているところもあり、地域へのPRや販売促進にもつながる取組みとなっている。

### (2) トランザクション (取引) 型の連携

トランザクション型とは、農協と他組織がそれぞれに連携の目的をもち、結果として両者にメリットがある連携である。B農協とC大学の連携事例では、農協の配食サ

ービスにおけるレシピ開発を行っている。B農協は大学の技術・アイデア力を活用して新しいレシピを増やすことができ、C大学は学生への効果的な教育（地元農産物への理解や習得した知識の実践等）や地域への大学のPR等を実現している。両者はメリットを享受しているが、両者の目的は共通ではない。

D農協では、管内（一部管外）の飲食店や小売店、ホテル、劇場などに、優待割引やその他サービス等を農協の女性会（＝女性部）会員に提供することを依頼し、現在400施設・店舗以上の協力を得ている。農協は協力店を掲載した冊子を女性会会員に配布しており、農協のホームページでも告知している。協力店は無料で女性会会員に広告ができ、売上げの向上というメリットがある。農協は女性会への加入促進および各協力店が店頭・レジそばに女性会のロゴマークシールの貼付、もしくはカード立てを置いているので、農協のPRができるというメリットがあり、これもトランザクション型の連携である。

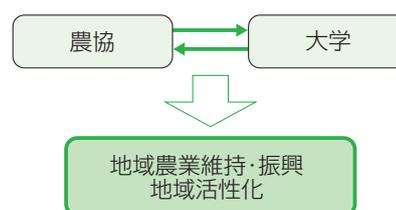
駅で農産物を直売している事例でも、生産者は駅の活用（販路の確保）、鉄道会社はテナント収入を目的としているトランザクション型の連携もある。トランザクション型の連携領域としては販売、技術、人材、生産、IT面などが考えられ、この連携にあたってはバリューチェーン分析やSWOT分析等を通じて、自組織の強み・弱みを分析し、それを相互で強化・補完する連携先を選定することがひとつの方法である。

### (3) インテグレーション（共通目的）型の連携

インテグレーション型とは、農協と他組織が連携において共通の目的をもち、かつそれが地域社会に対して一定の役割を果たしている形態である。農協と大学との連携における大学の知識・技術の地元農業生産への還元や農業体験ツアー等のイベントの取組みは、地域農業維持・振興や地域活性化を共通目的とするものであり、それに対して農協および大学が保有しているリソースを提供している。これによって農協はファンづくりやPR、大学は学生への教育や大学のPRというメリットを享受している（第2図）。

レシピ開発の事例では、地域農業振興や地産地消の推進等を共通の目的として、そこから農協と大学との話合いのなかでレシピ開発に取り組んだケースと、農協から大学に依頼しているケースがあった。前者はインテグレーション型の連携で、レシピ開発のほかにレシピをもとにした料理を直売所で大学生が提供したり、学園祭や農協主催の祭り等で大学生が地元野菜を活用した料理を提供したりと、活動内容が発展し、長期的な関係を築いている。農協も大学も

第2図 インテグレーション型の連携例



資料 筆者作成

両者が地域農業振興という共通目的のもと、一体感をもって取り組んでおり、関わっている人々のモチベーションが高いこともインテグレーション型の連携の特徴といえる。後者はトランザクション型の連携で、レシピ開発が終わると両者の関係は終了している。トランザクション型の連携をしていたE大学の教員は、直売所での野菜の販売方法の改善案や、大学が地元の子どもたち向けに開催しているクッキング教室での地元野菜の紹介・提供等のアイデアをもっていたが、レシピ開発の依頼に縛られて、さらなる連携には発展できなかったという。このように、大学の教員のなかには、農協との連携にあたって地域農業振興や地産地消の推進等を目的として取り組んでいたが、それを農協との共通目的として明確化しなかったために、農協との間に期待や意識のずれが生じるケースもあった。

鉄道会社の連携事例でも、F鉄道会社は沿線・地域の活性化を共通目的として、農家女性グループや沿線団体等とインテグレーション型の連携をして、共通目的にかなう様々な取組みを実施している。農家女性グループは「鉄道を元気に 地域を元気に自分を元気に」を合言葉にして、鉄道会社の協力を受けながら、駅舎や車内で物販を行ったり、鉄道会社のイベントに協力した

りしている。このような取組みは観光客の誘致や住民の乗車率の向上に貢献し、地域経済にもプラスの波及効果を及ぼしている。

3つの連携パターンを提示したが、チャリティ型はA農協のように交換条件を提示することによってトランザクション型に、トランザクション型は両者が納得できる地域に対する共通目的を設定することによってインテグレーション型に、移行・進化させることができる。

#### 4 インテグレーション型の連携にあたってのプロセス

インテグレーション型の連携は、常に地域活性化・貢献に関する共通目的を実現するために、両者が知恵を出し合い、新たな取組みを創出するという利点がある。また、共通目的に共感した地域の他組織が協力・連携するという可能性もある。地域活性化・貢献にあたって、農協は地域密着型組織とインテグレーション型の連携を進めていくことが効率的・効果的であり、以下ではそのプロセスを提示する（第3図）。

##### (1) 組織内の理解と連携先の選定

インテグレーション型の連携の第1歩は、連携に対する組織内の理解・合意を得るこ

第3図 連携にあたってのプロセス



資料 筆者作成

とである。連携にあたっては、連携する必要があるのかという意識のハードルや、対応できる人がいないという経営資源のハードル等が考えられるが、農協が単独で実施している地域貢献活動等が負担になっていたり、マンネリ化しているようであれば連携を検討してみる価値はある。他組織と連携することのメリットは、連携相手によって異なるが、連携先の地域農業や農協への理解促進や連携先のリソースの活用、メディアで取り上げられる頻度の上昇、新たな人たちとの接点の増加、情報交換、農協職員や組合員のモチベーション向上、事業・活動の改善あるいは新規事業・活動のヒントの獲得等がある。

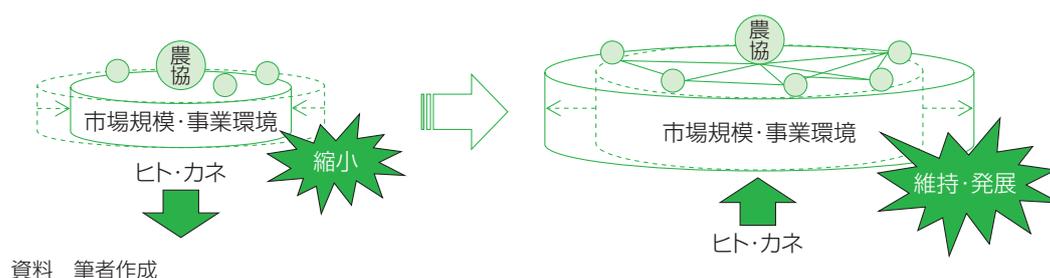
連携先は、大学や鉄道会社、病院、商店街、地元商工業者等の地域密着型組織で、長期的視点に立ち、地域貢献・公益性を重視しているオープンな組織を選定することが重要である。自組織のメリットを優先させる内向き志向の組織とは、連携にあたって調整に時間がかかるので避けたほうが望ましい。

## (2) 共通目的の設定

連携するにあたって、相互で連携が必要な現状を認識し、ありたい地域の姿を共有する必要がある（第4図）。地域密着型組織が連携することによって、地域価値の向上・地域活性化を促し市場規模・事業環境を維持・発展することを共通認識として、そのために何を連携して目指すのかという共通目的を明確にすることが求められる。農協が関与するときは、地域農産物の活用や地産地消の促進等の「一次産業から地域を元気にする」というような共通目的をベースにした他組織との連携が多い。ほかには、くらしやすい地域社会の実現、交流・関係人口の増加、起業の促進などを共通目的とすることが考えられる。共通目的を設定することによって、それを実現するための連携内容を具体的に考えていくことができ、共通目的を機軸に内容を変化させていくこともできる。

共通認識の段階では、組織間で現状の危機意識を高め、連携の必要性を理解することが必要であるが、共通目的の設定にあたっては、両組織が将来に対するワクワク感・楽しさをもち、一体感をもって取り組める

第4図 市場規模・事業環境の現状と目標



ものを組織間で話し合い、決定していくことが大切である。

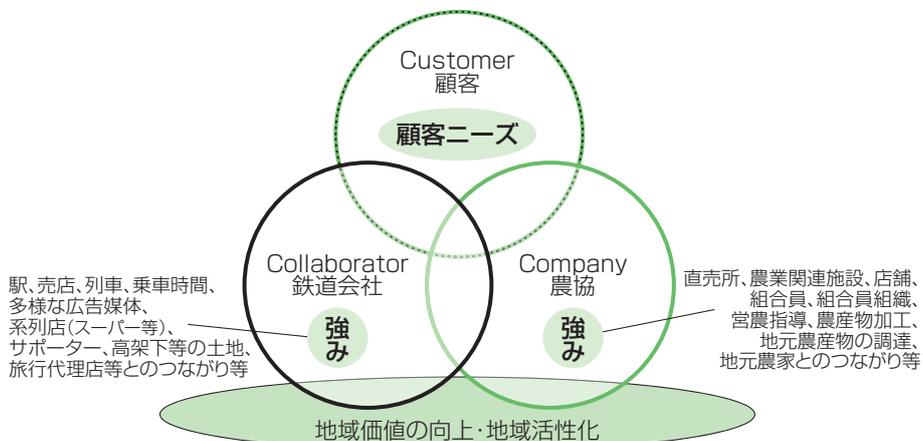
### (3) 連携内容の検討

共通目的が設定されたら、それを具体的に実現する内容を検討する段階になる。内容の検討にあたっては、3C分析（Customer[顧客・市場]、Collaborator[協力者]、Company[自組織]）を行い、共通目的を実現できる可能性のある“強み”の組合せを考えるのも一手である（第5図）。例えば鉄道会社であれば、駅や売店、列車、乗車時間、多様な広告媒体、系列店（スーパー等）、サポーター組織、鉄道ファン、高架下等の土地、旅行代理店等とのつながりなどの“強み”がある。農協は直売所や農業関連施設、店舗、組合員、組合員組織、営農指導、農産物加工、地元農産物の調達、地元農家とのつながりなどの“強み”がある。顧客のニーズは「電車に乗ってどこかに行きたい」「電車の中でおいしいものを食べたい」「地元の人との会話を楽しみたい」などである。この

3つを整理し組み合わせることによって、連携内容を絞り込むことができる。調査した鉄道会社の連携内容としては、鉄道を活用した農業体験や駅での農産物の直売などがあったが、ほかにも鉄道を活用した農業体験ツアーや駅前での農業者によるマルシェ等の共同イベントの開催、地元農産物を活用した駅弁の開発・販売など様々な内容が考えられる。

調査した連携事例は、農協収益の短期的な増加に直接つながるものではなく、地域貢献的な色合いが強かった。農協と鉄道会社が連携して農業体験を実施していた事例では参加者から費用は徴収しているものの、不足分は農協と鉄道会社が負担していた。これによって参加者に農協等を理解してもらうという点では意義はあるが、その後の効果測定が難しいことを考えると、収支均衡もしくは黒字になるような内容を検討することは必要であろう。鉄道会社と農協以外の他組織とが連携して実施していた体験

第5図 連携内容の検討にあたっての3C分析例



資料 筆者作成

農園は、両者に収益をもたらしている。連携内容の検討にあたっては、最初から地域貢献活動として位置づけるのではなく、新たな事業機会の創出という観点からも内容を検討することが求められる。また、他組織が「農」に関連した連携をしている際には、その取組みを参考にして連携内容を検討することも考えられる。

#### (4) 連携内容の実施

実施にあたっては、小さな取組み・あまりコストをかけずにできる取組みからスタートすることもひとつの方法である。実施すると何かしらの成功や気づきが得られ、当初は想定しなかったことが生じたりするので、それを両者で話し合いながら改善・修正することによって有意義な取組みに進化させることができる。その実現にあたっては、双方がコミュニケーションをとりながら、PDCAサイクルをまわすことが重要である。

連携した取組みが地域に浸透してくると、周りの企業も共通目的に共感して参加を希望し、地域全体の取組みに発展していく可能性もある。それにあたっては、共通目的や取組内容、成果を常にオープン・公表していくことが必要である。フラッグ（共通目的）を掲げることによって、地域組織や住民からの協力が得られたり、他の地域活性化の取組みを誘発する可能性もある。そのような取組みによって地域全体のイメージアップが図られ、地域ブランド・魅力が確立し、地域価値の向上・活性化が実現し

ていくと考えられる。

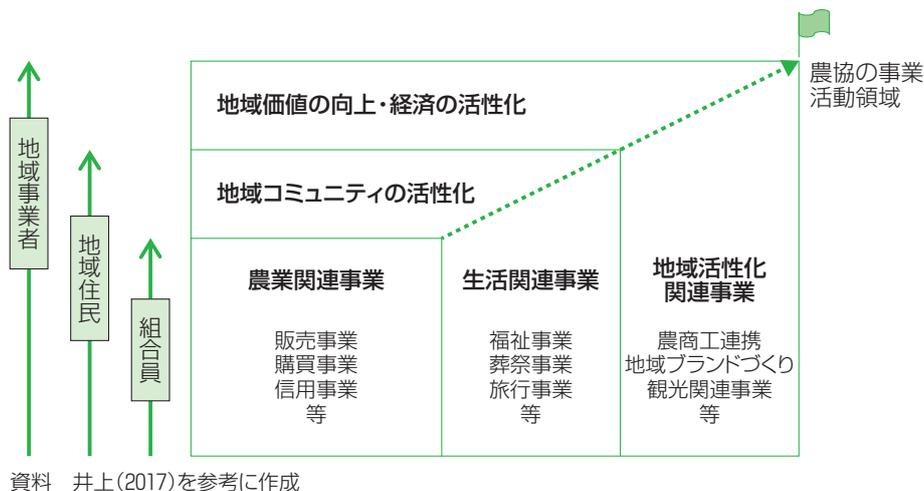
地域全体での取組みにあたっては、地域の主力組織等を構成員とする協議会等を設立して、地域活性化に取り組んでいるケースもあり、これに農協も積極的に関与することは必要である。一方で、協議会等の場合は関与者が多く、各組織の利害が一致しなかったり、共通目的の設定が難しいという面があり、柔軟性・迅速性が損なわれたり、各組織の主体性が希薄化するなどの課題がある。農協としては、協議会等の活動に関与しながら、独自で他組織と連携した取組みも進めていくことが必要ではないかと考える。

### おわりに

地域密着型組織にとっては、自組織の維持・発展と地域の活性化は表裏一体である。地域の市場規模が縮小してきたからといって地域から撤退できないなかでは自組織の事業の伸張だけでなく、地域の活性化によって市場・事業規模を維持・拡大していく取組みも求められる。市場規模が縮小している地域で、自組織だけが成長・発展することはあり得ないのである。

そこで地域活性化にあたって、農協は他組織と連携することが必要であると考え、農協と大学・鉄道会社との連携調査を実施したが、多くの事例は他組織が農協に連携の提案をして実現したものであった。他組織からすると、農協は一般企業よりも公共性が高いイメージがあり、農という“強み”

第6図 農協事業の方向性



があるので連携したい対象であると考えられる。鉄道会社は農協と連携して農業体験ツアーやイベント等を実施したいという思いはあるが、実際に農協と連携しているケースは少なかった。地域密着型組織との連携は地域貢献だけでなく、新たなビジネスチャンスや組合員の販路拡大等につながる可能性があり、農協はより積極的に対応し取り組むべきものとする。何も取り組んでいないところは、まずは農協内において他組織との連携に対する理解の促進が必要であり、外部組織からの相談に対応する窓口を設置することが望ましいと考える。連携を実現している農協は、インテグレーション型の連携を目指し、それを発展させ地域組織・住民を巻き込んでいく取組みにしていくという方向性がある。

農協は、組合員のために農業関連事業を実施し、加えて組合員も含めた地域住民がくらしやすい地域社会・地域コミュニティの活性化のために生活関連事業も行っている。今後は地域価値の向上・経済の活性化

にあたって地域密着型組織・地域事業者と共存共栄していくための地域活性化関連の事業を、農協は積極的に展開していくことが求められ、それによって農協の各事業の利用も促されていくであろう。そのためには、農協が同じ地域を基盤とする地域密着型の他組織とインテグレーション型の連携を行っていくことは重要と考える（第6図）。

<参考文献>

- ・井上啓明 (2017) 「地域をつなぐ『バスの八百屋』」『運輸と経済』第77巻第9号
- ・岸田眞代・高浦康有編著 (2003) 『NPOと企業—協働へのチャレンジ—』同文館出版
- ・キム, W.チャン and レネ・モボルニユ (2015) 『新版 ブルー・オーシャン戦略—競争のない世界を創造する—』(有賀裕子訳) ダイヤモンド社
- ・クリステンセン, クレイトン (2001) 『イノベーションのジレンマ—技術革新が巨大企業を滅ぼすとき—』増補改訂版 (伊豆原弓訳) 翔泳社
- ・クリステンセン, クレイトン and マイケル・レイナー (2003) 『イノベーションへの解—利益ある成長に向けて—』(櫻井祐子訳) 翔泳社
- ・今野喜文 (1999) 「中小企業の戦略的連携と組織間学習」『中小企業の「戦略的連携」と経営資源の活用』中小企業研究センター調査研究報告No.100
- ・齋藤嘉則・山本直人 (2006) 『コラボレーション・プロフェッショナル』東洋経済新報社

- ・佐々木利廣ほか（2009）『組織間コラボレーション—協働が社会的価値を生み出す—』ナカニシヤ出版
- ・茂野隆一ほか（2017）『農協における農産物のブランド取得の効果と課題に関する調査』総研レポート29調一No.8
- ・茂野隆一ほか（2018）『農協と鉄道会社の連携の可能性に関する調査』総研レポート30農金No.1
- ・野中郁次郎（1991）「戦略提携序説」『ビジネスレビュー』Vol.38 No. 4
- ・福山哲郎ほか（2007）『最新戦略的企業連携がよ〜くわかる本—会社を強くする“前向きな”連携とは—』秀和システム

- ・安田洋史（2016）『新版 アライアンス戦略論』NTT出版

<参考WEBサイト>

- ・イオン株式会社「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」  
<https://www.aeon.info/sustainability/social/yellow/>

（おなか けんじ）



## 農作業リスクの実態

農業経営体は様々なリスクに直面している。天候がもたらす作柄の豊凶とそれに付随する価格変動はその最たるものであるが、近年では国際政治の動向や地球温暖化の進み具合までもが、経営体の安定を脅かす要因となっている。農作業中に発生する農作業事故は、古くから経営体が向き合ってきたもう一つの大きなリスクである。農作業事故自体は個別に発生する事象であり、自然災害のように多数の経営体が同時に被害を受けるといった性質のものではないため、ややもすると社会的な関心を集めにくいかもしれない。しかし、不幸にして事故に遭遇してしまった経営体、家族に対して計り知れないほど深刻なダメージを及ぼすことは言うまでもない。

農作業事故の現状はどうであろうか。農林水産省では毎年「農作業死亡事故調査」を実施して、農作業死亡事故の概要について発表している。この調査は死亡事故に限定されたものであり、必ずしも農作業事故全般の状況を反映したものではないが、経営体が農作業時に直面するリスクの一端をうかがうことができる。この調査によれば、2016年における農作業中の死亡事故発生件数は312件となっている。10年前の事故件数が400件程度だったことを考えれば、近年の農作業死亡事故数は漸減傾向にあり、ここからは事態の深刻さを実感しづらい。

しかしながら、農業就業人口が急速に減少していることを考慮して、あらためてこの数字を確かめてみると状況は大きく変わる。試みに農業就業人口1万人当たりの農作業死亡事故件数を計算してみると、1980年：0.5人、1990年：0.8人、2000年：1.0人、2010年：1.5人、2015年：1.6人となる。つまり、近年の農作業の事故率は、1980年当時と比較するとなんと3倍以上になっており、現在も上昇し続けているのである。これとは対照的に、従来は危険を伴う業種の代表格であった建設業の死亡事故率は大きく減少しており、筆者の試算によれば1985年頃を境に農業における死亡事故率を下回るようになり、以降その差は徐々に拡大している。

では何故農作業の死亡事故率が大きく上昇したのであろうか。その要因の一つとして、農業労働力の高齢化が指摘できる。農業就業人口1万人当たりの死亡事故件数を年齢別に計算すると、60歳以上の値は60歳未満との比較で2倍以上となっており、高齢者の事故率が非常に高いことが判る。身体能力や集中力が衰えてきているにもかかわらず、高齢者が機械作業に従事しなければならない日本農業の現状が、事故率上昇の背景にあるものと思われる。ただし注意しなければならないのは、高齢化ばかりが事故率上昇の原因ではないことである。60歳未満の農業就業人口の1万人当たりの死亡事故件数をみると、1980年の0.44人から2015年の0.68人へと上昇しているからである。

一方、農作業のリスクが高いにもかかわらず、農業者の労災保険への加入率は、他産業と比較すると低い水準にある。1965年に労災保険法が改正され、農業従事者の一部に労災保険加入の道が開かれたが、2016年時点での加入者数は全国で13万人程度にとどまっており、それは農業就業人口の7パーセントに満たない。農業の場合はフルタイムでの就業が多くないことを考慮して、暫定任意適用事業とされていることが低加入率の一つの要因であると考えられる。2018年度から出荷作業、販売作業についても補償対象とするなど、労災保険の適用範囲を拡大し、加入推進のための様々な啓蒙活動の取り組みが行われているものの、必ずしも十分な成果が挙げられているわけではない。

競争力のある農業を目指して担い手を広く呼び込もうとしているなかで、危険な労働環境が改善されず、かつ万が一の場合の備えが不十分である現状はなんとも心許ない。きちんとした安全対策を講じれば事故率を大幅に下げることが可能なのは、建設業の例をみても明らかである。また農業労働の実態にあった労働保険制度の構築も急務ではないだろうか。関係する行政、団体、研究者は真剣にこの問題に向き合う必要があるように思う。

(筑波大学 教授 茂野隆一・しげの りゅういち)

# 群馬県内の市町村による空き家対策と 農協系統の取組み

主事研究員 多田忠義

## 〔要 旨〕

群馬県内に存在する別荘、賃貸・売却用以外の住宅空き家であるその他空き家の戸数は増加しており、住宅数に占めるその他空き家の割合は2013年時点で6.2%と、5.3%である全国に近い水準である。空き家対策を進める群馬県内の一部の市町村は、独自の空き家対策条例制定や補助事業の実施で先行していたが、空家等対策の推進に関する特別措置法が15年に施行されて以降、多くの市町村は、空家等対策計画の策定や空家等対策協議会の設置、補助事業等の対策を講じている。

群馬県内の農協系統2団体は、不動産事業を通じて空き家発生の抑制や空き家の適切な管理に貢献している。このうち1つの農協では、町が実施する空き家の利活用の取組みを支援し、移住定住者の獲得にもつながっている。

空き家対策にかかる法整備や補助事業等の各種施策が進展し、農協系統が空き家対策に関与することを期待する自治体も存在する。そこで、農協系統は、①空き家の観点で既存事業を位置づけること、②自治体との情報交換体制を構築すること、③空き家対策に関与できるよう自治体の要件を満たすこと、の3点を検討すべきである。

## 目 次

- |                          |                               |
|--------------------------|-------------------------------|
| 1 本稿の目的と調査方法             | (4) 下仁田町                      |
| 2 群馬県の空き家をめぐる現状と対策       | 4 農協系統の取組み                    |
| (1) 群馬県の空き家数と空き家の破損・腐朽状態 | (1) JA甘楽富岡                    |
| (2) 群馬県の市町村による空き家対策状況    | (2) ジェイエイハウスサービス(株)           |
| 3 市町村の空き家対策事例            | 5 空き家問題に関与するうえでの検討事項          |
| (1) 前橋市                  | (1) 空き家の観点で既存事業を位置づけること       |
| (2) 高崎市                  | (2) 自治体との情報交換体制を構築すること        |
| (3) 富岡市                  | (3) 空き家対策に関与できるよう自治体の要件を満たすこと |

## 1 本稿の目的と調査方法

空き家は都市・農村を問わず存在し、その数は年々増加している。管理の行き届かない不動産を放置することで、地域の景観が劣化するだけでなく、治安の悪化や害虫の発生、台風や豪雪による破損、倒壊等により、近隣や周囲を通過する人びとに被害をもたらす可能性もあるため、不動産の所有者はもちろんのこと、地域としてこの課題に対峙し、検討を進めたり、対策を講じたりする必要がある。

実際、これまで一部の自治体は、先行して独自に空き家対策へ乗り出してきており、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「空家特措法」という）が2015年5月に完全施行される直前の15年4月1日時点で、1,741自治体のおおよそ3割に相当する431の市区町村で空き家対策にかかる条例を施行済みであった（西山（2016））。また、16年に閣議決定された住生活基本計画は、空き家の増加抑制にかかる初めての数値目標を掲げ、政府が空き家増加の抑制を重視していることがわかる。こうした流れを受け、農協系統でも空き家対策に乗り出す動きが散見されるが、担い手確保や農協改革等で諸課題が山積するなか、地域課題の一つである空き家問題に農協がどう向き合っているか、事例を掘り下げ、共有することに意義があると考えられる。

そこで本稿は、富岡市、甘楽町、下仁田町、南牧村を事業区域とする「JA甘楽富岡

と、前橋市に本店を置く全農群馬県本部の子会社「ジェイエイハウスサービス（株）」の事例報告を目的とする。これに先立ち、これらの取組みが展開する地域条件を明らかにするため、群馬県内の自治体での空き家実態ならびに空き家対策を概括する。それらを踏まえて取組事例を分析し、空き家問題に関与するうえでの検討事項を提示する。

群馬県を事例として取り上げた理由は、①「空き家」という言葉を前面に出して事業活動する農協系統が少なくとも2事例存在すること、②住宅数に占める別荘、賃貸・売却用以外の住宅空き家であるその他空き家の割合が全国平均に近く、平均的な空き家実態での空き家対策を俯瞰できること、である。

本稿の調査は、総務省「住宅・土地統計調査」（以下「住調」という）に基づく定量分析、18年8月に実施した4つの自治体、前述の2事例に対する聞き取りに基づくものである。

なお、空家等は、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。」と空家特措法で定義され、住宅に加え、店舗、工場も含まれるが、本稿は、住宅の空き家を分析対象とする。また、本稿で登場する「空き家」は、断りのない限り、住調で定義される空き家を指すものとする。この定義

は、「家庭生活を営むことができるように建築又は改造された住宅のうち、ふだんが<sup>(注1)</sup>居住していない住宅」を指す。

(注1) 住調は、空き家を二次的住宅、賃貸用住宅、売却用住宅、その他の住宅に細分する。管理不全で周辺環境に悪影響を及ぼす空き家は、その他の住宅のうち、腐朽・破損ありに区分されるものに含まれるが、家庭生活を営めない廃屋や居住を目的としない空き店舗などは調査対象外である。空き家の定義にかかる詳細は、多田(2017)を参照のこと。

## 2 群馬県の空き家をめぐる現状と対策

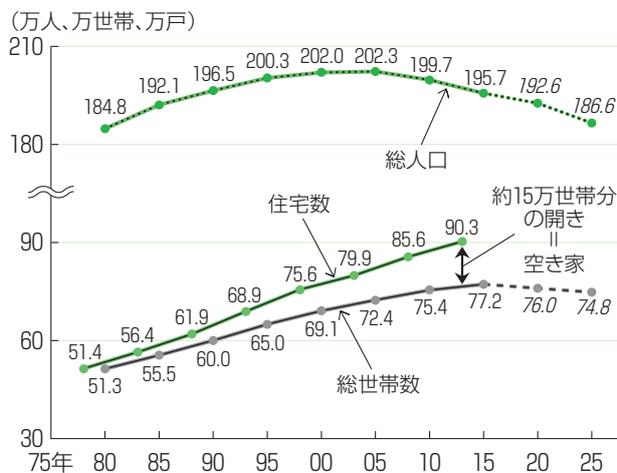
### (1) 群馬県の空き家数と空き家の破損・腐朽状態

まず、群馬県において住宅数と世帯数とにどの程度開きがあるかを確認する(第1図)。群馬県の人口は、05年に202.3万人とピークに達し、以降は減少に転じている。将来推計でも減少傾向は変わらず、25年には

186.6万人と、ピーク時である05年から15.7万人減少する見通しである。一方、総世帯数は、1世帯あたりの人員の減少を背景に増加し続け、15年に77.2万世帯と過去最高を更新した。しかし、今後世帯数も減少する見通しであり、将来推計によれば、25年には74.8万世帯と、15年から2.4万世帯減少する見通しである。日本では、新築・持家志向が強いこと、新築住宅の取得に対する政策支援が継続していること、既存住宅の利活用があまり進んでこなかったことなどにより、世帯数を上回る住宅が供給され続けている。こうした流れは群馬県でも同様にみられ、13年時点の住宅数は90.3万戸に達し、住宅数と世帯数との差は約15万となっている。この開きが、空き家数におおむね一致する。

次に、群馬県の空き家数を把握する。第2図は、住調の定義に従い、住宅を居住世帯あり住宅、その他居住世帯なし住宅、空

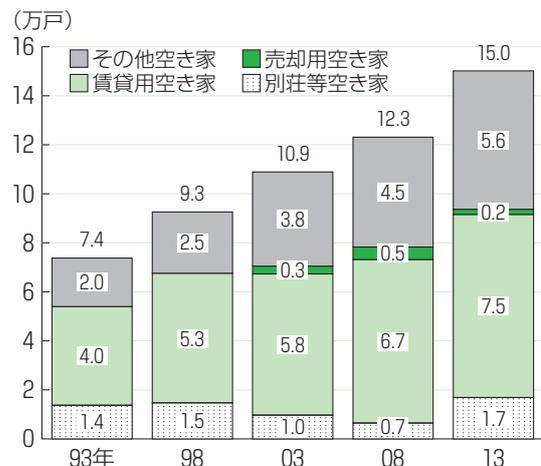
第1図 群馬県の人口・住宅数・世帯数



資料 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

(注) 破線は、将来推計のデータを示したものである。

第2図 群馬県での空き家の内訳



資料 総務省「国勢調査」「住宅・土地統計調査」

(注) 98年以前の売却用の空き家数は、賃貸用に含まれる。

き家に分類し、このうち空き家を「二次的住宅（以下『別荘等空き家』という）」「賃貸用の住宅（以下『賃貸用空き家』という）」「売却用の住宅（以下『売却用空き家』という）」「その他の住宅（以下『その他空き家』という）」の4種類に区分したものである。これら4種類の合計である空き家数は、住宅数と世帯数との差が拡大するに従って増加する傾向が続いている。この内訳をみると、賃貸用空き家が空き家の半数を占めること、次に多いその他空き家を合わせると、空き家の9割弱を占めることが特徴である。

特に、その他空き家は、賃貸用・売却用空き家のように不動産市場で流通していないため、空家特措法における特定空家等に至る可能性があり、空き家対策を検討するうえで留意すべきと考えられる。この特定空家等とは、空家等のうち、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる」ものをい

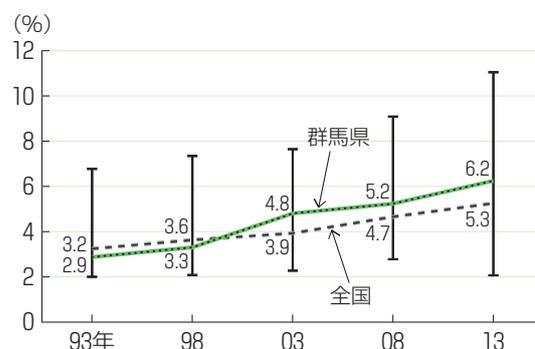
う、と空家特措法で定義されている。群馬県の住宅数に占めるその他空き家の割合（以下「その他空き家率」という）は、13年時点で6.2%と、全国（5.3%）に比べやや高く、年々上昇していることがわかる（第3図）。ただし、群馬県より

も高い都道府県が複数存在していることから、群馬県でのその他空き家率は、全国平均に比較的近い状況と考えられる。<sup>(注2)</sup>

また、群馬県の空き家の内訳を第1表に示した。住宅数の4.6%が腐朽・破損ありの空き家であり、特に、その他空き家で腐朽・破損ありが2.4%を占め、他の空き家区分よりも高い割合である。さらに、空き家に占める腐朽・破損ありの割合は、賃貸用・売却用空き家で2割程度であるが、その他空き家で37.8%に達している。その他空き家は、他の空き家区分よりも特定空家等に指定される可能性が高いことを示している。

(注2) 群馬県の賃貸用空き家率は13年時点で8.3%

第3図 その他空き家率の経年推移



資料 総務省「住宅・土地統計調査」  
(注) 折れ線のひげの上限と下限は、それぞれ都道府県の最高値と最低値を示す。

第1表 群馬県での空き家の内訳と腐朽・破損の状況(2013年)

(単位 戸、%)

	戸数	住宅数に占める割合	うち腐朽・破損あり	住宅数に占める割合	空き家に占める割合
住宅数	902,900	-	51,900	5.7	-
うち空き家	150,100	16.6	41,500	4.6	27.6
別荘等空き家	16,900	1.9	4,600	0.5	27.2
賃貸用空き家	74,700	8.3	15,100	1.7	20.2
売却用空き家	2,100	0.2	500	0.1	23.8
その他空き家	56,400	6.2	21,300	2.4	37.8

資料 第3図に同じ

と、全国（7.1%）よりもやや高い。また、（空き家のうち賃貸用の住宅）÷（居住世帯のある借家+空き家のうち賃貸用の住宅）×100で算出される借家の空室率は、群馬県の同年時点で26.9%と、全国（18.8%）に比べ高く、47都道府県中3位である。賃貸用空き家は、近年の相続税対策に伴う賃貸住宅の供給増加で、賃貸用空き家のさらなる増加が懸念されるため、この動向を詳細に分析する必要がある。ただし、需給調整を担う流通在庫も必要と考えれば、どの程度の空室状態まで許容できるかは、地理的条件に加え、賃貸住宅経営にも踏み込んだ分析が必要となるため、本稿では、その他空き家に分析対象を絞ることとする。

## （2）群馬県の市町村による空き家対策状況

群馬県で空き家が増加していることを受け、群馬県内の各市町村は、様々な対策を打ち出している。第2表は、市町村ごとに空き家にかかる指標（世帯数、住宅数、その他空き家の実数と割合）、独自条例制定や空家特措法施行を受けた計画策定等の制度対応、空き家にかかる施策を示したものである。

まず、空き家にかかる指標をみると、高崎市は群馬県内で世帯数・住宅数が最も多いが、その他空き家数は前橋市が9,300戸と、最も多く、高崎市が9,220戸と、2番目である。その他空き家率でみると、中之条町が15.5%と最も高く、安中市（13.5%）、東吾妻町（12.6%）、みなかみ町（12.4%）と続く。その他空き家数は、世帯数の多い市部が多いが、その他空き家率は中小規模の市や町で高く、世帯数が大規模である市では量的な対策、中小規模の自治体はそれぞれの実態に応じたきめ細やかな対策が求められるといえる。

次に、制度対応をみると、空家特措法施行に伴う空家等対策計画の策定や空家等対策協議会の設立は多くの市で確認され、町村では策定や設立にばらつきがみられた。空き家にかかる指標と制度対応を比較すると、その他空き家率の高い、または世帯数の多い市町で、空家等対策計画の策定、空家等対策協議会の設立が進んでいることがわかる。一方で、空き家の発生抑制や行政指導等に踏み込んだ独自の条例を空家特措法施行以前に制定していた市町は8つ存在するが、その他空き家率が必ずしも高い市町ではない。また、空き家にかかる施策が多い市町村は、市で多くの施策を実施する傾向がみられ、町村では空き家バンクを中心に絞った施策が確認された。なお、空き家バンクとは、空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組みのことを指す。

## 3 市町村の空き家対策事例

ジェイエイハウスサービス（株）が立地する前橋市、同社が管理している空き家が立地する高崎市、JA甘楽富岡本店が立地する富岡市、同JAが空き家利活用事業で提携している下仁田町の4市町が取り組む空き家対策を紹介する。

### （1）前橋市

前橋市は、空家特措法の施行に先行して独自の空き家条例を13年7月に制定し、空き家対策に乗り出している。空家特措法施

第2表 群馬県内の市町村の空き家にかかる指標および対策等一覧

(単位 世帯、戸、%、件)

市町村名	空き家にかかる指標				制度対応					空き家にかかる施策(執筆時点)								
	世帯数(15年)	住宅数(13年) 注2	うち その他空き家数	その他空き家率	空家特措法以前に 条例等を制定した年	空家等 対策計画	空家等 対策協議会	代執行 累積件数	略式代執行 累積件数	空き家バンク等	解体・ 除却	改修・ リフォーム			家賃補助・ 購入補助			管理
												事業用店舗	地域サロン、 自治会等	住宅	事業用店舗	地域サロン、 自治会等	住宅	
前橋市	136,900	157,190	9,300	5.9	13年	●	●	-	2	●	●	-	●	●	-	●	●	-
高崎市	150,180	178,220	9,220	5.2	-	-	-	-	-	●	●	-	●	●	-	●	●	●
桐生市	46,034	55,550	3,920	7.1	-	●	●	-	-	●	●	-	●	-	-	-	-	-
伊勢崎市	80,110	89,620	3,820	4.3	-	●	●	-	-	●	●	-	●	-	-	-	-	-
太田市	86,267	96,070	4,750	4.9	13年	●	●	-	-	●	●	●	-	-	●	-	-	-
沼田市	19,178	22,760	1,950	8.6	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
館林市	30,219	35,040	1,640	4.7	-	●	●	-	-	●	●	-	-	-	-	-	●1	-
渋川市	28,812	33,460	2,360	7.1	13年	●	●	-	-	●	●	-	-	●	-	-	-	-
藤岡市	24,569	27,410	1,660	6.1	14年	●	●	-	-	●	●	-	-	●1	-	-	-	-
富岡市	18,255	19,960	1,930	9.7	-	●	●	-	-	●	●	●2	●	●	-	-	-	-
安中市	22,381	26,680	3,600	13.5	-	●	●	-	-	●	●	-	●	●1	-	-	-	-
みどり市	18,867	22,770	1,460	6.4	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-
榛東村	4,887	...	...	...	-	●	-	-	-	-	●	●	●	●	-	-	-	-
吉岡町	7,289	7,970	310	3.9	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
上野村	578	...	...	...	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
神流町	903	...	...	...	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-
下仁田町	3,040	...	...	...	05年	●	●	-	1	●	●	●1	●1	●1	-	-	-	●1
南牧村	953	...	...	...	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-
甘楽町	4,539	...	...	...	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-
中之条町	6,529	8,150	1,260	15.5	-	●	●	-	-	-	●	-	-	●	-	-	-	-
長野原町	2,322	...	...	...	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-
嬭恋村	3,664	...	...	...	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
草津町	3,275	...	...	...	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高山村	1,167	...	...	...	-	-	●	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-
東吾妻町	5,235	6,170	780	12.6	-	●	●	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-
片品村	1,554	...	...	...	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	●
川場村	980	...	...	...	-	-	-	-	-	▲	-	-	-	-	-	-	-	-
昭和村	2,476	...	...	...	-	-	-	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-
みなかみ町	7,594	9,220	1,140	12.4	-	-	-	-	-	●	●	-	-	-	-	-	-	●
玉村町	14,337	15,720	660	4.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
板倉町	5,365	5,310	320	6.0	-	-	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
明和町	3,914	...	...	...	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
千代田町	3,981	...	...	...	05年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大泉町	18,070	18,840	570	3.0	05年	●	●	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
邑楽町	9,528	10,590	470	4.4	06年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料 総務省「国勢調査」「住宅・土地統計調査」、国土交通省「空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況等について(平成30年3月31日時点)」(http://www.mlit.go.jp/common/001238381.pdf)、群馬県ウェブ(http://www.pref.gunma.jp/04/bi0100004.html)、群馬県住宅供給公社ウェブ(http://www.gunma-jkk.or.jp/akiya/akiyashien2/)、西山(2016)、各自治体の例規集等

- (注) 1 空家等対策計画、空家等対策協議会、代執行、略式代執行の件数は、18年3月31日時点の実績である。また、世帯数は15年10月時点、住宅数、その他空き家数、その他空き家率は13年10月時点、空き家バンク等、各種補助施策は執筆時点の内容である。  
 2 住宅・土地統計調査は標本調査のため、住宅数が少ない町村の個別値は公表されない。  
 3 ●は存在ありまたは実施中、▲は休止中、●1は空き家バンク等の利用が必要、●2は事業内容により判断することを意味する。  
 4 網掛けは後段で事例紹介する市町である。

行後は、空家等対策計画の策定、空家等対策協議会の設置、17年度末までに略式代執行による2件の空き家を解体するなど、空家特措法に基づく空き家対策を行っている。また、不動産団体との間で「空き家等の利活用の促進に関する協定」を締結し、空き家の市場流通を促しているほか、空き家の解体・除却やリフォーム等に対する各種補助事業を実施している（第2表）。特に、空き家の解体・除却にかかる施策である「老朽空き家対策（解体費補助）」は、解体のみの場合の補助額を抑制し、解体跡地に駐車場や住宅等の建設がなされた場合、跡地利用として補助額が加算される。ちなみに、解体費補助は、15年度に導入してから17年度末までに284件の申請があり、うち57件が駐車場の整備、83件が住宅等の建設となっており、申請のあった解体のうち約半数で跡地利用につながった。

同市の空き家対策は、15年4月に建設部建築住宅課に開設された「空家利活用センター」に関係事務を集約させる体制が特徴として挙げられる。また、町丁目単位で空き家の実態を把握するために、地元の大学と連携するなど、空き家対策で市内の関係者を少しでも多く巻き込むよう工夫している。

同市による空き家実態調査（全棟調査）によれば、住宅に占める空き家の割合は、郊外や農村部よりも旧城下町（前橋駅の北側地区）で高く、城下の景観保全や中心市街地の活性化といったまちづくりの観点も踏まえながら、空き家対策を推進する必要に

迫られている。このため、空家利活用センターは18年4月に都市計画部建築住宅課へ移管され、空き家対策と都市計画の連動を図る体制となっている。また、空き家率の高い地区を空き家対策の最重点地区、重点地区に指定し、補助事業の加算措置を講じ、空き家率の迅速な低減を目指している。

## （2）高崎市

高崎市も、前橋市同様に、空家特措法の施行に先行して14年6月より独自の空き家対策である「空き家緊急総合対策」を実施している。他の市町村では、条例制定や空家等対策計画策定などの立法措置により、指導や代執行等の手続きを明確化して危険な空き家の削減を目指しているが、同市は、あくまでも空家等の所有者に対して自発的な対処を促す市単独の補助事業を実施している。立法措置にこだわらず、市独自の補助事業をいち早く実施することで、使途に縛られない、迅速に効果が出やすい、そして、同市の空き家実態に応じた施策が実施されている点が、同市の空き家対策の大きな特徴である。

同市の空き家対策は、建築住宅課が総合窓口として機能し、必要に応じて関係する各課に個別案件を伝達する仕組みとなっている。また、同市の補助事業は、空き家の解体、活用だけでなく、管理にも範囲が及んでいることも大きな特徴である（第2表）。空き家対策に管理が加えられている理由は、①所有者が自発的な対処を決断するまでの間、周辺環境や住宅そのものを劣化させな

いため、②老朽化した空き家の割合は郊外住宅地よりも中心市街地の方が高く、老朽化した空き家の管理不全による周辺住民への被害を防止するためである。

空き家対策の基本的な考え方は、空き家を減らすことと、空き家の利活用を促進することの大きく2つに分けられ、空き家管理に助成をして空き家の状態を維持させる施策は、空き家対策の本旨に逆行するとの見方もできる。しかし、空き家を解体せず、また、売却や賃貸などで利用できない所有者に物心両面の事情があることはよく知られており、同市の施策は、この気持ちに配慮した補助事業となっている。具体的内容は、建物内部の清掃や敷地内の除草にかかった費用を一部助成するもので、作業を依頼した同市内の業者または近隣住民への経費補助、もしくは自身で作業した場合の実費補助となっている。ちなみに、14～17年度の4年間で132件の助成実績（年30件程度）となっている。

同市の空き家活用施策は、地域コミュニティの再生にも貢献できるよう、地域サロンとして空き家を利用する場合の改修費や家賃に対する補助も行っており、改修の補助は14～17年度で24件、家賃は同33件と、積極的に利用されている。

**(注3)** 高崎市は、12年11～12月に空き家実態調査を実施した。調査対象は、市内全域から空き家と想定される約500件の戸建て住宅を対象とし、老朽化した空き家の割合は、郊外よりも中心市街地の方が高いと判明した。

### (3) 富岡市

富岡市は、13年のその他空き家率が9.7%

と、前橋市、高崎市、群馬県や全国の値よりも高く、空き家対策の必要に迫られている自治体といえる。第2表をみると、同市は空家特措法の施行に合わせて空き家対策に取り組み始めたと読み取れるが、実際には、富岡製糸場を含む街並みを保全すべき景観と位置づけるために制定した景観条例(09年施行)が、建築物等の所有者等に対し、景観計画に適合するよう管理等を要請しており、空家特措法に先行して空家等の管理責任が明文化されていたといえる。さらに、09年度より景観形成助成金制度を開始し、古い建築物等の外観補修を促している(09～17年度の実績は45件)。なお、同市は、空家特措法の施行を受け、空家等対策計画を策定し、空家等対策協議会を設立したが、緊急安全措置等、市の権限や事務手続きを明確化する必要が生じていることから、空き家対策にかかる条例の制定を検討中である。

同市は、空家等対策計画を策定するために、15年に外観目視と周囲の聞き取り等に基づく空き家実態調査を実施した。これによれば、776件(棟)の空き家を特定することができ、うち45件(5.8%)が所有者不明であった。地区の世帯数に占める空き家数の割合が高い地区は、市中心部(富岡地区で6.95%)だけでなく中山間地域(黒岩地区で6.97%、妙義地区で5.33%)でもみられ、市全域で空き家対策に取り組む必要性が確認された。また、731件の所有者に対して意向調査を実施し、空き家所有者が直面している課題の把握に努めるとともに、その解決に

つながるような施策の策定につなげた。

同市の空き家対策は、都市建設部建築課が所管し、必要に応じて関係部署と連携して取り組む体制を構築している。そして、空き家対策は、発生の予防、流通・活用の促進、特定空家等への移行抑制の3つに大きく分けられ、景観保全、養蚕業の体験・伝承、移住者・子育て世代の受入れ、観光の面でもそれぞれ効果が得られるような幅広い施策を用意していることが特徴である。

#### (4) 下仁田町

下仁田町は、85年に空き家バンクの取り組みを開始しており、4つの事例市町のなかで最も早く空き家対策に乗り出した自治体といえる。16年には、下仁田町空き家バンク制度実施要綱を定め、JA甘楽富岡車輛施設部施設開発課が事業者として登録しており、重要事項の説明、賃貸借契約の締結等の実務を担っている。

同町は制度対応にも積極的であり、空家特措法以前となる05年に「下仁田町環境美化に関する条例」を施行し、罰則規定はないものの、空き家、空き地等の所有者に対して適正な管理を義務づけている。空家特措法施行後は、下仁田町空家等対策の推進に関する条例を制定し、空家等対策計画の策定、空家等対策協議会の設置も併せて実施した。17年度末までに、略式代執行による空き家解体を1件実施済みである（第2表）。

同町が15年に実施した空き家実態調査によれば、近い将来に特定空家等となる可能

性が高い物件は28件、同町老朽空家除却補助金交付要綱による除却対象（旧耐震建築物で1年以上空き家であることなどの条件を満たす物件）となる可能性が高い物件は66件であった。同町の15年時点での世帯数である3,040世帯と同じ住宅棟数があると仮定した場合、住宅棟数に占める特定空家等となる可能性が高い物件（≒腐朽・破損ありの空き家）の割合は0.9%と試算できる。前掲第1表にある住宅数に占める腐朽・破損ありの空き家の割合とは単純比較できないものの、同町の住宅棟数は世帯数以上に存在すると考えられ、先の試算結果はより小さくなる可能性を考慮すると、腐朽・破損ありの空き家は群馬県内でも比較的少ない状況にあるといえる。85年以降継続して空き家の利活用に取り組んできた結果、空き家の増加を抑制できたと考えても差し支えないだろう。

同町の空き家対策は、利活用可能な空き家は地域創生課および一般社団法人下仁田町観光協会、利活用不能な空き家は保健環境課が相談窓口となっている。空き家の利活用は、移住定住の促進と一体的に取り組まれており、空き家バンクは、記録の残る2000年代前半以降の取扱件数が53件あり、うち34件が賃貸、4件が売買の契約成立となっている。JA甘楽富岡は、賃貸10件、売買1件の契約を仲介している。また、空き家バンクを利用して移住した数は、二地域間居住を含めると約50名に達し、空き家の利活用が町おこしに直結していることもわかる。

## 4 農協系統の取組み

事例紹介した各自治体は、管内の空き家実態や都市・景観計画、地域振興等を踏まえた空き家対策に取り組んでいた。それでは、こうした地域で事業を展開する農協系統のJA甘楽富岡およびジェイエイハウスサービス（株）が、空き家問題という地域の課題に対し、事業を通して貢献していることを説明していく。

### (1) JA甘楽富岡

JA甘楽富岡は、富岡市、下仁田町、甘楽町、南牧村を事業区域とし、94年に宅地建物取引業者の免許を取得して、組合員の賃貸物件管理をはじめとする不動産取引・仲介事業に取り組んでいる。

同JAは、次に挙げる3つの点で、空き家発生抑制や実質的な空き家管理の実施に貢献していると考えられる。1点目は、空き家に至る前段での不動産売却支援である。同JAによれば、かつては、所有者の死亡により空き家状態となった段階で売却等の相談を受ける場合が多かったが、最近、不動産所有者が高齢者施設に入所した時点で、その子世代がその不動産の売却等を同JAに相談するようになってきたという。同JAは、管内の不動産売買実績や賃貸市場動向に基づき、賃貸に伴う改修費や家賃相場、改修費用の回収時期の提示、更地による売却の提案などを行い、空き家状態に至ることを未然に防いでいる。

2点目は、売却先募集期間中の定期的な管理である。更地の場合、定期的に売主負担もしくは自身による除草が行われ、売り物件の場合、同JAの職員が定期的に巡回するなどして、売却物件の保全に努めることとなる。また、売却先募集の看板（写真1）を設置することも、売却物件が管理下にあることを示し、不法侵入や治安悪化を抑制することにつながっている。

3点目は、下仁田町との連携による空き家利活用の支援である。前述のとおり、同JAは、下仁田町の空き家利活用事業で、宅建業法に基づく売買契約や賃貸の仲介業務を担っている。さらに、同JAは、こうした法定業務に加え、物件査定や改修などの助言も行っている。法定業務による手数料収入はあるものの、査定や助言に費やす人件費を考慮すると、当該支援の事業収益はほとんど期待できない。それでも、同JAは、この空き家利活用の支援を通じて、移住定住者の獲得にも貢献しており、地域貢献事業の一つとして、空き家の発生抑制に取り組んでいる。なお、富岡市も空き家バンクを実施しているが、同JAは全国宅地建物取引業保証協会に加入していないため、富岡市が提示する要件を満たさず、補助事業へ



写真1 売却先募集の看板(筆者撮影[18年8月])

の直接的な関与はできていない。

このように、同JAは空き家の発生抑制や利活用に取り組んできたが、15年度より空き家の観点を導入し、既存事業である売買管理、賃貸管理を取り込みつつ、維持管理を新たに加えて、「空き家管理」サービスを開始した。同JAによれば、自治体が空き家対策にかかる独自条例を制定する動きが全国に広がり、空き家増加の実態や管理の必要性を訴えるマスコミ報道を受けて、空き家にかかる事業化を検討したとのことである。また、15年に施行された空家特措法も事業開始の契機となった。「空き家管理」の広告は、看板(写真2)、折り込みチラシ(第4図)、同JAのウェブサイトに掲載しており、売却や賃貸の相談が定期的に寄せられている。

なお、維持管理の依頼や問合せはほとんどない。しかし、同JAによれば、維持管理の必要な空き家は近隣に住む親族が見回る



写真2 空き家管理の物件を募集する看板(筆者撮影[18年8月])

#### 第4図 空き家管理の物件を募集する折り込みチラシ(部分拡大)

ことが多いことに加え、売却や賃貸を希望する案件が多く、維持管理を必要とする人が現時点ではいないと判断している。また、同JAは、空き家に至る前段階で様々な相談、売却・賃貸管理等の支援、行政との連携を実施しているため、維持管理の依頼が生じないと考えられる。

#### (2) ジェイエイハウスサービス(株)

ジェイエイハウスサービス(株)は、賃貸管理、不動産売買等の総合不動産業を営む全農群馬県本部の子会社で、95年に設立された。前橋市に本店、太田市に営業所を置き、主に、前橋市、高崎市、渋川市、伊勢崎市、太田市の都市部中心に事業を展開する。11年に管理戸数3,000戸を超え、営業エリアで存在感のある管理規模である。

同社は、遊休不動産の利活用や売却等の相談に応じており、空き家に至らずに済んだ物件は多い。不動産業を営んでいること

からすれば、当然のことと考えがちであるが、農協系統として空き家を未然に防いでいる意義は大きいと考えられる。また、売却や賃貸募集中の物件は、同社や同社の助言に基づき所有者が維持管理に努めており、空き家管理がなされているのと同様の効果が得られているといえる。これらは、JA甘楽富岡の取組みでも確認された事実であり、同社でも空き家発生の抑制や実質的な空き家管理の実施に貢献していると考えられる。

それでも、同社の事業区域での空き家は今後増加する可能性が高く、同社は、今後、地元農協や行政との連携による空き家情報の共有や、空き家管理事業の利用啓発等を検討している。なお、同社は、前橋市が設置する空家利活用センターが協定を締結する不動産団体に加盟しており、同センターに寄せられた相談案件を引き受けることとしている。

これまで紹介したとおり、同社は既存事業を通じて空き家の発生抑制や空き家状態にある売却・賃貸募集物件を適正に管理することに貢献しているが、同社は、空家特措法施行や近年高まる空き家対策の必要性を踏まえつつ、賃貸管理や不動産売買事業を発展させるために、16年4月より空き家管理サービスも提供している。同社の構想は、空き家管理の引受物件が不動産売買や賃貸管理へ移行する仕掛かり在庫の獲得につながることで、これを達成するためには空き家管理を安価に引き受ける必要があること、である。しかし、同社に空き家管理事業のノウハウはなく、開始から3年程度は

管理件数を絞ってノウハウの蓄積に努めることとした。このため、空き家管理事業の広告は自社のウェブサイト、自治体のウェブバナー、パンフレットの作製にとどめた(第5図)。それでも、高崎市に空き家物件を所有する群馬県外在住者から管理依頼が1件あり、16年から執筆時点までの月1回、建物の目視点検等を実施している。点検終了後は、作業実施時の写真とともに点検報告書を依頼主に送付している(第6図)。

空き家管理の依頼人が、同社に依頼した理由として、農協事業に対する安心感を挙げている。多くの不動産業者や便利屋などが空き家管理サービスを提供するなかで、農協に対する信頼感が空き家という資産の管理を任せたい理由となっていることがうかがえる。なお、前述のとおり、高崎市は、空き家管理に要する経費を一部補助する事業を実施しているが、同社は前橋市に本店を構えるため、当該事業の補助要件の一つである地元業者に該当しない。そこで同社は、ノウハウ蓄積を優先し、高崎市の補助事業相当分を割引して空き家管理を実施している。

## 5 空き家問題に関与するうえでの検討事項

最後に、事例自治体の空き家対策と農協系統の空き家にかかる諸事業の事例を踏まえて、農協系統が空き家問題に関与するうえでの検討事項を3点提示したい。

### サービス開始までの流れ

- STEP 1 お問い合わせ
- STEP 2 プランの確認
- STEP 3 ご契約の締結
- STEP 4 鍵のお預かり
- STEP 5 サービスの開始

お気軽にご相談ください

新前橋駅より徒歩1分

営業時間

平日 9:00~18:00  
水土日祝日 9:30~17:30

JAハウスサービス(株)  
☎ 027-253-9877  
〒371-0844 群馬県前橋市古市町106-1  
URL <https://jahs-akiya.jp/>

私達は群馬に密着し大切な資産を守ります。

JAハウスサービス

## 安心・親切 空き家 サービス

あなたの空き家は大丈夫ですか?

日本全国で増えている空き家問題

日本の空き家の割合は既に13%を超えています。空家の中には適切な管理が行われていない家も多く、近隣環境を劣化させる問題が発生しております。

固定資産税が増える「空き家対策法」

自治体は廃屋物件を「特定空家」に指定します。所有者には管理指導を行い、従わない場合は今まで更地の6分の1だった固定資産税の優遇措置が外されてしまいます。

「特定空家」に認定される状態

- 倒壊等著しく保安上の危険となるおそれのある状態
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等

特定空家に認定されないため、大切な資産を守るため「安心・親切空き家サービス」をお奨めしております。

### 空き家のお手入れお任せください。

点検サービスプラン (月3,000円 税別)

建物チェック 郵便物の確認

雨漏り(シミ・カビ)・異常箇所の確認 郵便物・投函物の確認・整理

室内通気 通水

換気を行い結露・カビ臭いを防ぐ 悪臭防止と水漏れ確認

点検清掃サービスプラン (月7,000円 税別)

敷地内簡易清掃 室内掃除

庭の簡単な清掃 掃き掃除

オプションサービス(別途料金)  
ハウスクリーニング・庭木の剪定・リフォームなど

### よくあるご質問 Q & A

Q1. サービス開始はいつからですか?

A 現地状況確認や契約準備などがありますので、ご依頼から巡回スタートまで約3週間ほどかかります。お急ぎの場合は別途ご相談ください。

Q2. 溜まっているゴミはどうしたら良いですか?

A 衛生面に問題がありますので、事前に片付け処分が必要になります。弊社へゴミ処理依頼を行ってください。(別途費用)

Q3. 植栽の手入れはどうしたら良いですか?

A 近隣にご迷惑がかかる場合がありますので、事前に庭木の剪定をお勧めしております。植栽の状況は巡回報告書にて適宜ご案内しますので、必要に応じて弊社へ植栽剪定をご依頼ください。(別途費用)

Q4. 浄化槽の汚泥汲み取りは必要ですか?

A 汚泥の汲み取りをせずに放置すると、浄化槽を傷める原因となります。弊社へ汚泥の汲み取り手配依頼を行ってください。(別途費用)

Q5. ライフラインの利用契約はどうしたら良いですか?

A 水道…通水時に利用しますので、ご契約を継続してください。電気…休止手続きを行ってください。状況により通電手続きをお願いすることもあります。ガス…閉栓(休止)手続きを行ってください。

Q6. 給湯器などの水抜きはお願いできますか?

A お客さまより専門業者(ガス会社・メーカーなど)へ作業を依頼してください。水抜き作業を怠りますと、凍結による機器破損を招きますのでご注意ください。

Q7. 郵便物などは転送してもらえますか?

A 個人情報の保護・紛失などのトラブルを防ぐため、サービス開始前までに郵便局へ転送手続きを行ってください。

Q8. 貴重品を残して置いて大丈夫ですか?

A 破損・紛失などのトラブルの防止と空き家の危険を防ぐ為、貴重品や金品類は絶対に残さないでください。

出典 ジェイエイハウスサービス(株)提供資料

## 第6図 点検報告書のひな形

点検報告書		平成 年 月分	
( )		(報告日：平成 年 月 日)	
様		点検実施者	
実施日時	平成 年 月 日 / 時 分～ 時 分		
天候	<input type="checkbox"/> 晴れ <input type="checkbox"/> 曇り <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/>		
電気メーター値	kwh (前回 kwh)		
水道メーター値	m (前回 m)		
【点検サービス】			
通風	<input type="checkbox"/> 時 分～ 時 分		
通水	<input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> キッチン洗面台		
郵便物	<input type="checkbox"/>		
建物確認	屋根	<input type="checkbox"/>	
	雨樋	<input type="checkbox"/>	
	外壁	<input type="checkbox"/>	
	植栽	<input type="checkbox"/>	
	窓	<input type="checkbox"/>	
	室内	<input type="checkbox"/>	
雨漏り	<input type="checkbox"/>		
【点検清掃サービス】			
室内簡易清掃	<input type="checkbox"/>		
外部簡易清掃	<input type="checkbox"/>		
【オプションサービス】			
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
施錠確認	<input type="checkbox"/> 窓 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> 門扉 <input type="checkbox"/> ブレーク・元栓		
特記事項			

本書にご不明な点がございましたらご連絡ください。  ジェイエイハウスサービス株式会社

資料 第5図に同じ

### (1) 空き家の観点で既存事業を位置づけること

空き家問題が社会的な関心事となるなか、地域社会に根ざす農協系統は避けて通れない地域問題になりつつある。そこで、農協系統は、空き家の観点で既存事業を位置づけ、現時点で空き家対策にどの程度関与しているか確認することから着手することが考えられる。

事例で紹介した農協の子会社や農協の不動産事業部門は、その地域での不動産売買や賃貸借等の事業を通じて、空き家の発生を抑制し、地域の景観保全や行政が推進する空き家対策に貢献している。空き家対策

を事業で取り組もうとすると、空き家管理サービスの提供を考えがちであるが、売却・賃貸募集の状態である物件も、空き家の発生抑制や管理とみなせることを事例は示している。また、JA甘楽富岡のように、農村部で不動産仲介事業を実施することは、当該事業が提供されにくい地域での空き家発生の抑制に貢献していることを示している。

さらに、こうした既存事業の整理は、空き家対策に取り組む自治体との接点を見いだす契機にもつながると考えられるため、初めに着手したい検討事項である。

### (2) 自治体との情報交換体制を構築すること

空家特措法が施行され、空き家対策に取り組む自治体が増加するなか、空き家所有者の最初の相談先が自治体窓口となるケースは多い。各自治体では、全数調査による空き家の実態把握が進む一方、不動産取引や空き家の情報は、自治体よりも事業者の方が日常から接しており、自治体は情報不足に悩まされている。

筆者が聞き取りした自治体の担当者は、口をそろえて農協系統との情報交換や連携を希望しており、今後、農協系統は自治体の空き家対策を無視すべきではないと考えられる。まずは、自治体と農協系統とで情報交換を実現し、地域課題の一つである空き家問題への関与を検討し始めてはどうか。

### (3) 空き家対策に関与できるよう 自治体の要件を満たすこと

農協系統が空き家対策に実際に関与していくうえで留意すべき事項は、自治体が求める要件を満たすかどうかである。ジェイエイハウスサービス（株）の事例では事業所の立地、JA甘楽富岡の事例では業界団体への未加入が、それぞれ補助事業の受け皿や連携体制構築上の障壁となっていた。

もちろん、農協系統の様々な事情や制約、地域内の政治力学などで、自治体が提示する要件を満たすことが最善策とならない場合もあるだろう。そうだとした場合、それぞれの地域の空き家問題が解決の方向へと向かえるような取組みは何であるかを、自治体との情報交換や既存事業の現状を踏まえつつ検討することが大切であると考えられる。

なお、各自治体は、事業者育成の観点から、補助事業の需給要件を区域内事業者に限ることが多い。そこで、農協が補助事業を受託できるようにする方法として、県連等の上位団体や関係会社からノウハウを提供してもらい自前で事業化することや、代理店・フランチャイズ方式等を活用することが考えられる。

#### <参考文献>

- ・多田忠義（2017）「空き家をめぐる政策・金融・管理（1）～空き家の定義と発生要因、行政の取組みと課題について～」『金融市場』11月号、40～47頁
- ・西山弘泰（2016）「全国の自治体による空き家対策」、由井義通・久保倫子・西山弘泰編『都市の空き家問題 なぜ？どうする？』古今書院、187～203頁

（ただ ただよし）





## 2016年の農業経営の動向

研究員 長谷 祐

### はじめに

本稿では、2018年6月に確報が公表された「農業経営統計調査 営農類型別経営統計」（農林水産省）を主に用いて、16年における個別農業経営の動向を整理する。まず、農業経営に関する各種の統計を用いて、16年の農業経営の全体像を概観し、その後、主要な営農類型別に個別経営体の経営について報告する。

### 1 農業交易条件が前年から良化。農業総産出額が9兆円を超える

#### (1) 農産物価格の上昇と資材価格の低下により、農業交易条件指数は上昇

16年の農業経営を取り巻く経営環境について「農業物価統計調査」を用いて概観する。第1図は10年の農業物価を100として各年の物価を指数化したものである。

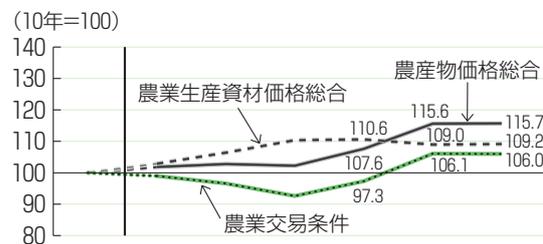
農業の経営環境を知る手掛かりとして、農業交易条件指数（以下「交易条件」という）に着目していく。交易条件は、農産物価格総合指数（以下「農産物価格」という）を農

業生産資材価格総合指数（以下「資材価格」という）で除したものであり、その上昇（低下）は経営環境の良化（悪化）を示すものである。

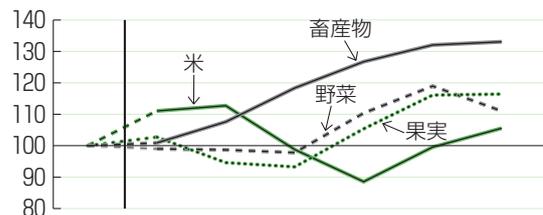
近年の交易条件の推移をみると、14年まで資材価格の上昇により交易条件は低下が続いていたが、15年に農産物価格の上昇と

第1図 農業物価指数の推移

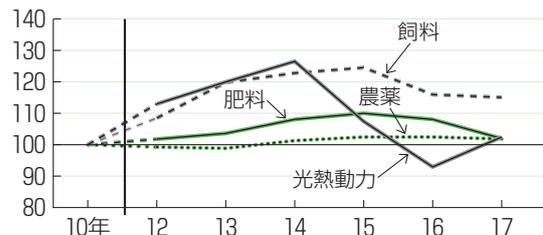
〈農業物価総合指数・農業交易条件指数〉



〈品目別農産物価格指数〉



〈品目別農業生産資材価格指数〉



資料 農林水産省「農業物価統計調査」  
(注) 17年は公表されているデータ(15年基準)をリンク係数を用いて接続。

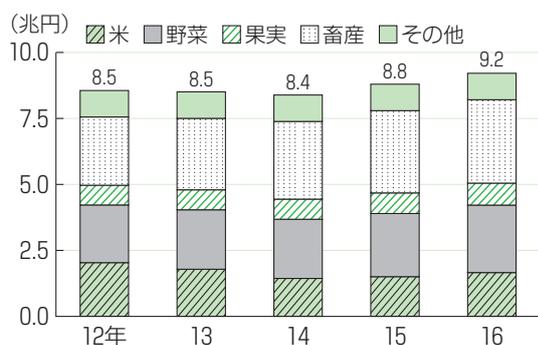
原油価格の下落を受けた光熱動力費の低下もあって交易条件は上昇した。16年も引き続き各品目で農産物価格が上昇し、資材価格が低下したことから、交易条件は前年比で8.8上昇の106.1と、100（10年の水準）を超える水準となっている。

## (2) 農業総産出額は9兆円を超えるものの、生産量は減少傾向

農産物価格の上昇により農業総産出額は増加している。「生産農業所得統計」によれば、16年の農業総産出額は前年から4,046億円増加して9兆2,025億円（前年比4.6%増加）であった。農業総産出額の増加は2年連続であり、00年以来の9兆円台となった（第2図）。

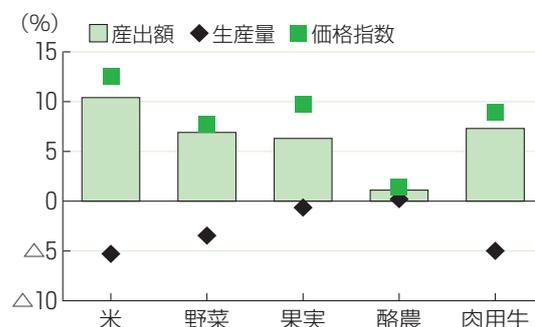
農業総産出額は、品目別に生産量と価格<sup>(注1)</sup>を乗じたものの合計として計算されることから、各主要品目の産出額および生産量と価格について15年との増減を示したものが第3図である。図からは、全ての主要作目で産出額の増加および価格の上昇がみられるものの、酪農を除いて生産量が減少していることを読み取ることができる。

第2図 農業総産出額の推移



資料 農林水産省「生産農業所得統計」

第3図 2016年の主要品目別農業産出額、生産量、価格指数の前年比増減率



資料 農林水産省「生産農業所得統計」「農産物価統計調査」「作物統計」「牛乳乳製品統計」「畜産物流通調査」

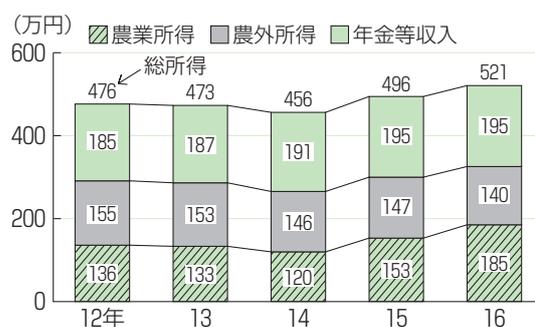
(注) 1 酪農の生産量は生乳生産量、価格指数は生乳のデータを使用している。  
2 肉用牛の生産量はと畜頭数のデータを使用。価格指数は類別品目で肉用牛に分類される4項目を、ウエイトに従って加重平均したものを使用している。

(注1) 正確には二重計上を避けるため、農産物の品目別生産量から種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目の農家庭先価格を乗じて合計したものである（農林水産省（2018a））。

## (3) 個別経営体の農家総所得も11年ぶりに500万円を超える

以上のような経営環境の変化は、個別経営体にどのように影響したのだろうか。次節で営農類型別にみていく前に、個別経営体全体の動向を把握しておこう。第4図は12年以降の個別経営体の所得構造の変化をまとめたものである。16年の総所得は前年

第4図 個別経営体の所得構造



資料 農林水産省「経営形態別経営統計(個別経営)」

比+25万円の521.2万円であり、05年以來の500万円台となった。特に農業所得が前年から32万円増加しており、経営環境の良化が農業所得を押し上げ、個別経営体の総所得の増加にもつながっていることが分かる。<sup>(注2)</sup>

(注2) 05年の総所得の内訳では、農外所得が農業所得を上回っていたが、16年では農業所得が農外所得を上回っている。

## 2 営農類型別にみた2016年の農業経営の動向

第1表は営農類型別に農業所得の前年との比較をまとめたものである。本表を参考にしつつ、営農類型別に農業経営の動向を

みていこう。

### (1) 水田作

#### —米価の持ち直しにより農業所得が増加—

水田作経営では、1戸あたりの農業所得が10万円増加して63万円（前年比19.0%増加）となった。これは、米価が持ち直したことによって、販売等収入が前年から16万円増加したことが大きく影響している。この米価上昇の背景には、主食用米から戦略作物への転換によって需給調整が進んだことが指摘できる。16年の農業所得に影響を与える15年産米では、主食用米の超過作付

第1表 2016年の個別経営体における農業所得の前年比増減とその要因

(単位 万円、%)

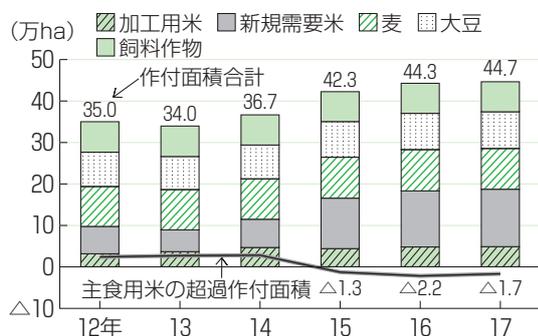
	個別経営全体					水田作				
	15年	16	増減額	増減率	寄与度	15年	16	増減額	増減率	寄与度
農業所得	153	185	32	21.2	-	53	63	10	19.0	-
農業粗収益	544	593	49	9.1	32.4	253	266	13	5.0	24.0
販売等収入	487	538	51	10.4	33.3	198	214	16	8.2	30.8
補助金等	57	56	△1	△2.4	△0.9	55	52	△4	△6.5	△6.8
農業経営費	391	408	17	4.3	△11.1	201	203	3	1.3	△4.9
	野菜作					果樹作				
	15年	16	増減額	増減率	寄与度	15年	16	増減額	増減率	寄与度
農業所得	296	341	46	15.4	-	208	247	39	18.7	-
農業粗収益	750	821	71	9.4	23.9	564	609	46	8.1	21.9
販売等収入	711	780	69	9.7	23.3	545	592	48	8.7	22.8
補助金等	39	41	2	4.4	0.6	19	17	△2	△10.5	△1.0
農業経営費	455	480	25	5.5	△8.5	356	362	7	1.9	△3.2
	酪農					肉用牛				
	15年	16	増減額	増減率	寄与度	15年	16	増減額	増減率	寄与度
農業所得	1,054	1,468	414	39.3	-	560	803	244	43.5	-
農業粗収益	5,313	5,764	452	8.5	42.8	2,354	2,572	218	9.3	39.0
販売等収入	5,035	5,500	466	9.2	44.2	2,206	2,405	198	9.0	35.4
補助金等	278	264	△14	△5.1	△1.3	148	168	20	13.6	3.6
農業経営費	4,259	4,296	38	0.9	△3.6	1,795	1,769	△26	△1.4	4.5

資料 農林水産省「経営形態別経営統計(個別経営)」「営農類型別経営統計(個別経営)」

(注) 1 寄与度は、農業所得の変動に対する各項目の変動の影響を示す。

2 補助金等は、農業経営統計調査における共済・補助金等受取金を指す。

第5図 戦略作物の作付面積と主食用米の超過作付けの動向



資料 農林水産省「米をめぐる状況について」「経営所得安定対策等の加入申請状況」

けが解消されたことから、米の需給が引き締まったものと考えられよう（第5図）。

また、水田作経営は他の営農類型と比較して、農業粗収益に占める補助金の割合が高い特徴がある。16年は米価の持ち直しの影響で補助金収入が減少しているものの、その割合は19.5%となっており、補助金政策の影響を受けやすい経営であることがうかがえる。

（注3）ただし、15年産米でも標準的収入額を下回ったことから、「米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）」が取られている。

## （2）青果物（野菜作・果樹作）

### —天候不順による生産量減少と価格上昇—

青果物でも農業所得が前年から増大している。野菜作では46万円増加して341万円、果樹作では39万円増加して247万円となった。どちらも農業経営費の増加がみられる一方で、それを上回って農業粗収益が増加している。

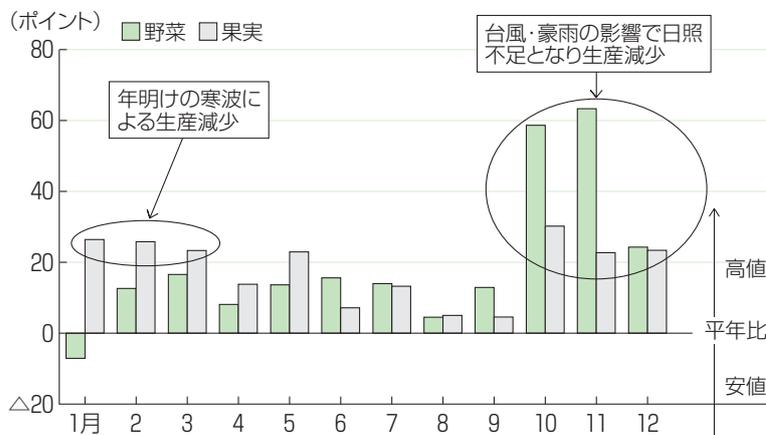
農業粗収益の増加については、前掲第1図にもあるとおり青果物価格の上昇が影響している。この点について、青果物の価格指数を月別に、過去5年（11～15年）の平均値と比較したものが第6図である。これによれば、16年の青果物価格は例年よりも高値で推移したことが分かる。この背景にあるものは青果物出荷量の減少であり、それは天候不順や自然災害によってもたらされたものである。年明けの寒波によって果実の生産量が減少したのを皮切りに、夏秋の豪雨や6つの台風の上陸に伴う日照不足により、全体の生産量は減少した。

## （3）酪農

### —牛の取引価格上昇による農業所得の増加—

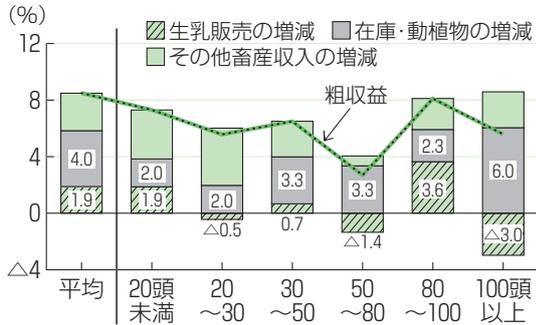
酪農の農業所得は前年から414万円増加し、1,468万円となっている。この農業所得の増加も販売等収入が増加したことによるものであるが、この点についてより詳細に

第6図 月別にみた野菜および果樹の価格指数の2016年と平年との差



資料 農林水産省「農作物価格統計調査」「野菜をめぐる情勢」「果樹をめぐる情勢」  
（注）「平年」は過去5年間（11～15年）の各月の指数を平均したもの。

第7図 経営規模別にみた2016年の酪農経営における農業粗収益の前年比増減要因



資料 農林水産省「営農類型別経営統計(個別経営)」

みていく(第7図)と、販売等収入の増大をけん引しているのは「在庫・動植物の増減(注4)」と「その他畜産収入の増減」であることが分かる。粗収益の増大に占める「生乳販売の増減」による部分は半分以下程度で、規模によっては生乳販売が前年比でマイナスとなっていることには留意が必要である。

「その他畜産収入」には自家生産乳牛の取引収入が含まれており、「在庫・動植物の増減」は飼養されている乳牛価格の評価額の増減であることから、酪農経営の所得増加は牛の取引価格の上昇によるものといえる。

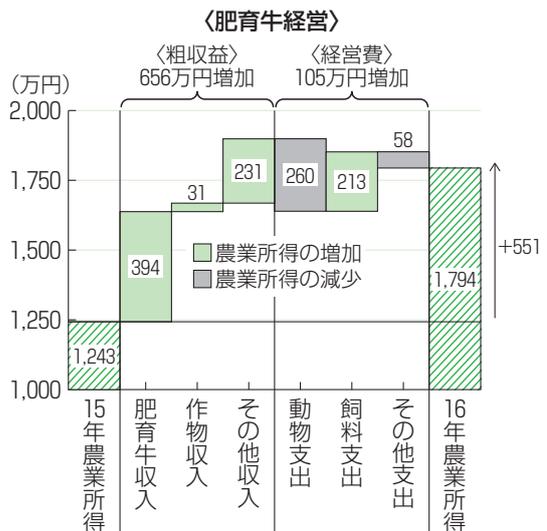
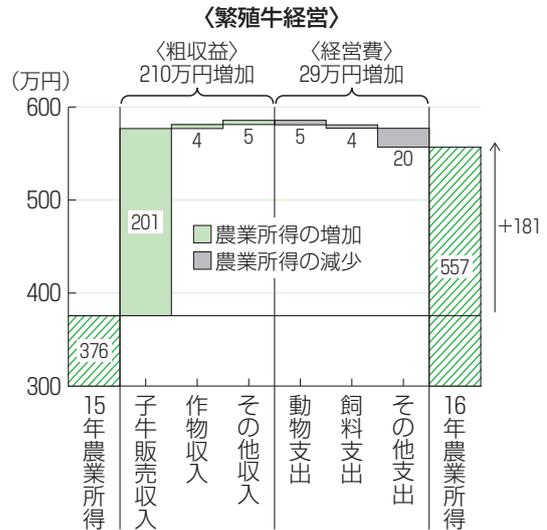
(注4) 1年間での生物資産の評価額の増減を収支として計算しているもので、現金収入とはならない。

#### (4) 肉用牛

##### —繁殖、肥育とも肉用牛価格上昇により農業所得が増加—

肉用牛経営全体では、農業所得が前年から244万円増加して803万円となっている。これは販売等収入が198万円増加したほか、農業経営費が減少したことも影響している。

第8図 繁殖牛経営および肥育牛経営における農業所得前年比増加の要因(2016年)



資料 第7図に同じ

(注) 子牛販売収入は「営農類型別経営統計」における自家生産和牛の販売収入を指す。

農業所得の増加について繁殖牛経営と肥育牛経営に分けてみていくと(第8図)、繁殖牛経営では農業所得が前年から181万円増加して557万円となった。子牛販売収入(自家生産和牛収入)が201万円増加していることから、繁殖牛飼養頭数の減少による子畜の価格高騰を背景とした、畜産収入の増加が農業所得の増加をけん引しているこ

とが分かる。

一方で、肥育牛経営においても農業所得が前年から551万円増加して1,794万円となっている。子牛価格の上昇は肥育牛経営にとって農業経営費の増加につながるものであり、農業経営費の動物支出（肥育素牛）は前年から260万円増加している。ただし、同時期に飼料費が213万円減少したため、経営費全体では105万円の増加にとどまった。

## おわりに

農業経営全般については、経営環境の良化、特に農産物価格の上昇によって農業経営の経営指標は改善しているといえる。また、農業物価に着目するならば、17年も全体としては16年と同様の傾向が続くとみられる（ただし、水田作は良化、野菜作は悪化）。

一方で、こうした動きは旺盛な需要に支えられたものではない。16年における農産物の価格上昇は、稲作では政策的に進めら

れた戦略作物への転換、青果物では天候不順や自然災害による品薄感、畜産では繁殖牛飼養頭数の減少による生物資産の価格上昇によって引き起こされたものということができよう。

17年以降もTPP11や日EUEPAへの署名、米の生産調整の見直しなど政策的に大きな動きがあるほか、天候不順や自然災害の発生も相次ぎ、多くの農業経営に影響が出てきている。

農業経営をめぐる様々な環境のリスクが拡大するなかで、安定的な食料生産に向けて農業経営の体質強化とともに、持続性確保に向けた支援が求められる。

### <参考文献>

- ・農林水産省（2018a）「平成29年度 食料・農業・農村白書」
- ・農林水産省（2018b）「農業経営統計調査 営農類型別経営統計」

（ながたに たすく）



## 書籍案内

### 農林漁業金融統計2017

A4版 193頁  
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753  
FAX 03(3351)1153  
発 行…農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2017年12月



# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(41)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(41)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(41)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(42)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(42)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(42)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(44)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(44)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(45)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(46)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部  
TEL 03 (6362) 7755  
FAX 03 (3351) 1153

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2013. 8	48,273,510	4,361,479	25,103,111	7,315,751	48,281,427	15,816,774	6,324,148	77,738,100
2014. 8	51,045,710	3,853,777	28,249,138	9,975,475	50,697,759	17,183,715	5,291,676	83,148,625
2015. 8	54,359,268	3,406,472	35,611,419	12,516,205	57,686,683	18,395,437	4,778,834	93,377,159
2016. 8	61,204,037	2,837,329	29,646,304	24,529,057	52,913,635	11,895,381	4,349,597	93,687,670
2017. 8	64,565,307	2,153,003	40,130,884	24,764,661	62,176,800	10,327,776	9,579,957	106,849,194
2018. 3	65,576,322	1,774,498	33,899,762	27,949,397	52,283,016	10,660,039	10,358,130	101,250,582
4	66,247,562	1,730,631	34,479,290	28,657,554	52,081,661	10,547,378	11,170,890	102,457,483
5	66,006,531	1,687,489	34,499,724	26,573,588	51,871,264	10,640,995	13,107,897	102,193,744
6	67,168,178	1,644,713	34,949,120	28,020,854	51,802,226	11,067,971	12,870,960	103,762,011
7	66,847,776	1,601,665	34,256,456	27,405,290	51,471,582	11,399,305	12,429,720	102,705,897
8	66,557,692	1,558,640	33,486,370	24,174,612	51,554,384	11,915,002	13,958,704	101,602,702

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2018年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	55,494,613	-	2,671,326	79	2,798	-	58,168,815
水産団体	1,845,758	-	134,573	1	56	-	1,980,388
森林団体	1,778	-	5,351	7	206	-	7,342
その他会員	2,069	-	14,618	-	-	-	16,687
会員計	57,344,217	-	2,825,867	87	3,060	-	60,173,232
会員以外の者計	440,787	22,919	372,497	93,287	5,422,296	32,675	6,384,461
<b>合計</b>	<b>57,785,004</b>	<b>22,919</b>	<b>3,198,364</b>	<b>93,374</b>	<b>5,425,356</b>	<b>32,675</b>	<b>66,557,693</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 276,103百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2018年8月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	1,441,952	105,840	16,297	-	1,564,089
	開拓団体	12	8	-	-	20
	水産団体	32,062	3,135	6,497	10	41,704
	森林団体	2,354	2,867	1,851	1	7,073
	その他会員	603	634	20	-	1,257
	会員小計	1,476,984	112,485	24,665	10	1,614,144
	その他系統団体等小計	97,650	10,374	43,828	-	151,851
計	1,574,634	122,859	68,493	10	1,765,995	
関連産業	3,334,961	38,686	845,678	1,402	4,220,726	
その他	5,766,559	2,418	159,303	-	5,928,282	
<b>合計</b>	<b>10,676,154</b>	<b>163,963</b>	<b>1,073,474</b>	<b>1,412</b>	<b>11,915,003</b>	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2018. 3	8,736,414	56,839,908	65,576,322	-	1,774,498
4	9,075,829	57,171,733	66,247,562	-	1,730,631
5	8,829,373	57,177,158	66,006,531	-	1,687,489
6	9,412,590	57,755,588	67,168,178	9,900	1,644,713
7	9,042,454	57,805,322	66,847,776	-	1,601,665
8	8,744,025	57,813,667	66,557,692	-	1,558,640
2017. 8	8,359,794	56,205,513	64,565,307	-	2,153,003

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2018. 3	55,871	27,893,526	52,283,016	11,612,797	3,064	-	162,764
4	86,594	28,570,959	52,081,661	11,358,797	11,505	-	174,170
5	82,703	26,490,884	51,871,264	11,148,687	8,524	-	159,902
6	36,701	27,984,152	51,802,226	11,128,647	6,114	-	160,588
7	88,249	27,317,040	51,471,582	10,962,059	7,614	-	158,807
8	32,124	24,142,487	51,554,384	11,022,024	5,339	-	163,963
2017. 8	53,998	24,710,663	62,176,800	16,166,840	2,082	-	159,924

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貸 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2018. 3	64,813,958	63,607,443	1,255,098	1,809,065	1,969,107
4	65,450,993	64,232,299	1,228,473	1,805,226	1,970,726
5	65,337,928	64,311,001	1,336,468	1,805,226	1,970,726
6	66,511,007	65,267,163	1,443,106	1,965,483	1,970,408
7	66,590,585	65,408,094	1,494,125	1,965,482	1,975,111
8	66,812,627	65,534,142	1,478,665	1,965,482	1,976,207
2017. 8	64,571,200	63,226,686	1,395,477	1,445,833	1,954,037

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貸 金			方 借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2018. 2	34,365,143	67,576,539	101,941,682	601,173	438,752
3	34,526,240	66,779,723	101,305,963	633,070	462,517
4	34,964,758	66,931,276	101,896,034	622,468	469,224
5	34,565,013	67,156,215	101,721,228	637,615	491,092
6	35,169,654	68,123,302	103,292,956	639,399	500,703
7	34,697,629	68,514,296	103,211,925	642,089	512,041
2017. 7	32,696,933	67,769,720	100,466,653	568,014	405,226

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	1,405,187	3,480,488	29,014,087	101,250,582
-	2,162,484	3,480,488	28,836,318	102,457,483
-	2,042,881	3,480,488	28,976,355	102,193,744
-	2,970,655	3,480,488	28,488,077	103,762,011
-	2,756,536	3,480,488	28,019,432	102,705,897
-	2,736,813	3,480,488	27,269,069	101,602,702
-	2,449,673	3,480,488	34,200,723	106,849,194

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,324,533	1,169,670	3,070	10,660,039	630,000	9,725,066	101,250,582
9,303,685	1,066,673	2,848	10,547,378	950,000	10,209,386	102,457,483
9,362,731	1,116,342	2,018	10,640,995	1,130,000	11,969,374	102,193,744
9,795,709	1,109,334	2,339	11,067,971	1,175,000	11,689,847	103,762,011
10,163,132	1,075,726	1,638	11,399,305	818,000	11,604,107	102,705,897
10,676,154	1,073,473	1,411	11,915,002	2,000,000	11,953,366	101,602,702
9,152,968	1,012,880	2,003	10,327,776	180,000	9,397,875	106,849,194

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
70,800	43,146,594	43,095,414	40,000	874,647	19,239,403	7,442,678	1,855,136
68,497	44,429,903	44,380,710	25,000	893,649	17,606,207	7,318,689	1,845,441
63,209	44,230,732	44,177,045	30,000	928,353	17,716,178	7,333,876	1,836,612
63,254	45,649,604	45,604,314	40,000	950,380	17,752,246	7,444,336	1,875,584
70,443	45,508,951	45,456,130	25,000	974,318	17,957,973	7,467,616	1,880,202
66,578	45,379,501	45,324,788	25,000	985,542	18,214,335	7,551,971	1,899,972
64,964	43,751,328	43,702,787	15,000	781,420	17,556,956	7,019,337	1,745,027

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
409,689	77,036,960	76,797,564	3,982,692	1,620,766	21,656,580	160,855	654	
401,113	76,644,678	76,408,385	3,920,755	1,571,319	21,749,256	162,092	652	
420,104	77,440,515	77,201,007	3,863,094	1,522,396	21,672,687	162,138	648	
424,714	77,108,346	76,857,531	3,833,112	1,490,843	21,761,362	162,811	648	
424,589	78,675,178	78,427,799	3,820,068	1,457,908	21,794,236	162,793	648	
434,626	78,576,275	78,332,375	3,950,664	1,554,947	21,834,885	162,543	648	
435,887	75,557,962	75,331,973	3,976,593	1,676,916	21,786,951	169,787	654	

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2018. 5	2,439,160	1,718,367	30,368	55,571	16,990	1,955,917	1,935,520	78,074	462,575	
6	2,471,549	1,746,693	32,868	55,577	16,603	1,990,427	1,970,195	79,248	465,462	
7	2,483,426	1,773,703	32,867	55,572	17,945	1,991,272	1,971,768	80,614	468,409	
8	2,452,623	1,749,208	32,867	55,889	17,403	1,960,459	1,941,025	81,642	470,741	
2017. 8	2,431,171	1,737,774	22,270	55,421	16,705	1,915,865	1,896,112	80,887	483,448	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2018. 3	777,891	424,945	78,877	58,063	106,014	5,541	786,228	777,805	400	141,816	6,699	77
4	768,244	421,007	80,271	58,052	105,979	5,383	779,605	771,071	400	143,903	6,595	77
5	769,932	423,704	83,678	58,928	106,011	5,864	775,353	766,318	400	146,304	6,446	77
6	774,537	425,724	84,273	59,824	105,389	5,776	757,882	748,746	400	148,733	6,461	76
2017. 6	792,232	427,185	89,568	65,166	106,950	5,678	789,762	781,349	400	153,911	7,472	80

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
 3 貸出金計は信用貸出金。



## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052	
	2016. 3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887	
	2017. 3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2017. 8	204,723	52,743	1,803,310	1,933,864	502,855	693,170	107,174
		9	204,586	52,974	1,812,961	1,951,416	509,453	702,433	108,374
		10	203,671	54,335	1,798,892	1,947,571	506,569	697,827	108,158
		11	203,889	54,223	1,799,191	1,956,674	508,744	698,233	108,541
		12	203,296	54,963	1,815,829	1,975,481	515,375	707,074	109,653
		2018. 1	203,076	55,011	1,809,748	1,972,144	512,719	702,375	109,234
		2	203,466	54,853	1,799,351	1,974,305	512,923	702,795	109,506
		3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695
4		203,982	54,732	1,891,900	1,990,584	515,736	705,036	110,188	
5		204,892	54,973	1,879,574	2,009,800	499,782	703,691	110,384	
6		205,223	55,688	1,898,073	2,021,311	* 503,165	707,374	111,095	
7		205,714	55,874	1,890,096	2,027,515	503,133	706,946	111,222	
8 P	206,117	56,520	1,883,718	2,031,829	503,165	707,804	111,527		
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4	
	2016. 3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8	
	2017. 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4	
年	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	同	2017. 8	△0.6	5.1	△0.7	3.8	3.4	2.8	3.8
		9	△0.1	5.3	△1.0	4.0	3.4	3.0	3.9
		10	△0.4	5.6	△1.3	3.9	3.3	2.8	3.8
		11	△0.2	5.2	△1.8	3.9	3.4	2.6	3.8
		12	0.0	6.0	△1.3	3.8	3.3	2.6	4.0
		2018. 1	0.0	5.5	△1.2	3.8	3.3	2.6	4.0
		2	0.2	5.1	△1.7	3.8	3.3	2.6	4.0
		3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1
		4	0.3	5.7	3.7	3.9	3.3	2.2	4.0
		5	0.4	6.4	3.5	4.7	0.3	2.2	4.1
		6	0.4	7.7	4.5	5.0	* 0.3	2.4	4.4
7		0.5	7.6	4.4	5.0	0.2	2.1	4.1	
8 P	0.7	7.2	4.5	5.1	0.1	2.1	4.1		

(注) 1 表9 (注) に同じ。  
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。  
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2018年10月20日現在、掲載情報タイトル4,272件)

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a search bar. Below the header, there are navigation tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. The main content area features a large banner with the title and a description of the site's purpose. Below the banner, there are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with social media links for Twitter and Facebook, and a 'お知らせ' section.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所  
FAX 03-3351-1159  
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2018年11月号第71巻第11号〈通巻873号〉11月1日発行

## 編 集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

## 発 行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

## 印刷所

永井印刷工業株式会社